

令和4年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和4年9月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環境上下水道課長	渋谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	島 秀 明
---------	---------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度松田町上水道事

業会計補正予算（第2号）

- 日程第 3 議案第 31 号 松田町西平畑公園の管理に関する条例
- 日程第 4 議案第 32 号 松田町公園条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 議会運営委員会報告
- 追加日程第 2 議案第 38 号 工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）
- 日程第 5 議案第 33 号 松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 34 号 松田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 35 号 令和4年度松田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 36 号 令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 36 号 令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第2日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、大変御苦労さまです。

神静民報社より写真撮影、録音、パソコンの使用の申出があり、議会事務局から録音の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問の試験録画を行います。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第1「一般質問」を行います。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第8号、平野由里子君の一般質問を許可します。登壇願います。

4 番 平 野 皆様、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、質問させてい

ただきます。受付番号第8号、質問議員、第4番 平野由里子。件名、中学校の部活動の地域移行について。

要旨、国は公立中学・高等学校の部活動の地域移行の方針を打ち出しました。まず休日の部活動を地域や民間団体に移行し、将来的には平日もとの考えです。

それでお聞きしますが、1つ目、これは教員の働き方改革の一環であると同時に、生徒数減少により部活動が困難になることへの対策という一面もあります。松田中学校での現状はいかがですか。

2つ目、スポーツ庁・文化庁は、令和5～7年度の3年間で「改革集中期間」とし、休日の部活動の地域移行を7年度末に達成する目標を示し、市町村に協議会を設置し、コーディネーターを配置する方針を出しました。町の対応はどうなっていますか。

3つ目、地域や民間団体の協力は不可欠ですが、町単独では受け皿が足りるか危惧しております。広域連携はお考えですか。

以上、よろしく申し上げます。

教 育 長 それでは、平野議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1つ目の中学校の部活動の地域移行の方針に対する松田中学校での現状についてお答えします。まず、部活動については、学習指導要領において教育課程外の内容で示されており、学校が部活動を設置、運営することは法律上義務とされておりません。しかし、部活動は教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場であるなど、学校運営上においても教育意義のある活動の重要な要素でもあります。

これまで部活動は、教員による献身的勤務のもとで成り立ってきましたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教員にとって多大な負担であることは、御質問の内容のとおり、教員の働き方改革を推進する上で課題となっております。

また、全国的に中学校生徒数の減少が加速化するなど、深刻な少子化の進行により、様々な課題等が指摘されるようになってきており、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合が生じております。

こうした中、令和2年9月に文部科学省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、さらに令和4年6月6日にスポーツ庁から「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が提出され、文化庁においても令和4年8月9日に文化部活動の地域移行に関する検討会議において提言が取りまとめられたところでございます。提言では、運動部・文化部ともに、まずは休日の部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本とし、目標時期を令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とされております。

1点目の御質問の松田中学校での現状ですが、令和2年度末に陸上競技部が、令和3年度末に女子バスケットボール部が廃部となるなど、年々減少傾向にあります。ただし、現在、陸上競技部は夏季の期間に特設陸上競技部としては活動しております。

本年度の部活動の種類と入部人数については、運動部はサッカー部19名、軟式野球10名、バレーボール、女子のみですが、26名、ソフトテニス33名、卓球部42名で、計、運動部数は5、人数は130名です。文化部は、美術部18名、吹奏楽部16名で、計、文化部数は2、人数は34名です。運動部と文化部の合計は、部活動数7、人数は164名で、現在松田中学校の生徒数は200名ですので、部活動の入部率は82%となっております。学年別では、1年生が56名で84.8%、2年生が62名で89.9%、3年生は46名で70.8%であります。

こうした部活動数と入部人数ですが、団体競技においては単独チームの編成ができず、合同チームで参加することもあります。また、外部のクラブチームなどに参加する生徒が増えている状況もあります。このように、松田中学校においても部活動の維持、存続が難しい状況があります。

次に、2点目の令和5年度から7年度の改革集中期間における町の対応に関してですが、御質問のとおり、国では令和5年度から7年度の3年間を休日の部活動の地域移行に向けた改革集中期間に設定し、地域移行を進めるために県や市町村が協議会を設置し、総括コーディネーターを配置して体制整備を進める方針が出されました。

この方針では、部活動の受け皿となる民間指導者、総合型地域スポーツクラ

ブ、文化芸術団体など、学校をつなぐコーディネーターを地域ごとに置き、連絡や調整を担ってもらうことが想定されております。しかし、現在、具体的な詳細は全く示されておられません。

こうした国の方針、改革の方向性を統一しまして、学校における働き方改革の視点を踏まえ、休日に教員が部活動の指導に携わることのない環境を構築していく必要が示されています。

一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域に移行して実施できる環境を整えることが重要であることも示されております。

令和5年度以降、生徒が自主的に運動・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を確保する観点から、部活動の地域移行は段階的に実施できるよう、各自治体の実態に応じて必要な取組を進めていくことが求められております。

しかしながら、提言が提出されて間もないことから、国、県、中学校体育連盟、中学校文化連盟などの具体的な対応も示されていない状況でもあります。そのため、現状を鑑みながら課題を把握し、一つ一つ解決する必要があります。町においても、協議会設置、コーディネーター配置を含めて、国・県などの情報を的確に捉え、保護者、学校及び足柄上地区の市町と連携し、関係団体等と協議しながら、部活動の地域移行に向けて協議、検討を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の地域や民間団体の協力や広域連携についてですが、御質問のとおり、中学校の部活動を維持していくには、地域や民間団体の協力が不可欠であります。しかしながら、今後、部活動を地域移行していく場合には、地域の受け皿や指導者の質・量の確保、施設の確保、大会の在り方、会費や保険の在り方など、体制整備や指導者に対する特別報酬など様々な課題があります。保護者についても、費用負担や部活動を実施する場合には、送迎が必要になる場合も考えられるなど、新たな負担が生じる見込みがあります。また、公立学校の教師が広域でのスポーツ・文化指導に従事することを希望する場合

には、兼職兼業の許可の仕組みも適切に運用できるようにしていくことも求められております。

このような様々な課題は、松田町だけではなく、足柄上地区の自治体も同様でございます。このため、御質問のとおり、町単独での受け皿では足りず、拠点校部活動の検討など広域連携が不可欠であり、学校の枠を超えた行政的な支援の具体化が求められると考えております。

こうした状況もあるため、今年度より足柄上地区の市町教育委員会において、各地域の実情に応じた部活動の地域移行における課題を把握し、進捗状況を検証していくことで学校への支援や改革の推進への方策について検討していくことも考えております。

また、町においても、部活動による生徒の活動機会の充実と確保をしていくため、国・県の動向を見据えながら足柄上地区の市町、関係団体、地域、学校、保護者などと連携し、部活動の地域移行に向けた推進計画を立案し、段階的に地域移行ができるように進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力くださるようお願いいたします。以上でございます。

4 番 平 野 御答弁ありがとうございます。この部活動の地域移行のことなんですが、先ほど答弁にもありましたとおり、この教職員の働き方改革という一面が非常に大きいというふうなことなんですが、私は以前、平成30年（2018年）の6月の一般質問で、この教職員の長時間労働について一度取り上げたことがあります。その後も全国的に学校現場でのこの問題は、なかなか解決が進んでいないというような実情があるかと思えます。そしてまた、このときに部活動のこともちょっと触れたんですけども、ちょうど国からのガイドラインがね、出たときの質問だったので、そのときのガイドラインというのは、1週間の中で2日以上休養日を設けると。平日は少なくとも1日休む。プラス、土・日のどちらかを必ず休むというようなガイドラインが設けられたときだったと思います。文科省は、その後もいろいろな検討を重ねてきているんですけども、2020年9月、休日の部活動を地域や民間団体に委託し、教員による指導は希望者のみとする形式に変えることを柱とする改革方針をまとめております。また、大会が

部活動の加熱の一因になっていて、大会の在り方を整理して、参加する大会を絞り込むということも団体に要請したというようなことが伝わっておりました。この検討が進んできて、今回の提言がいよいよ出てきたのかなということで、本当に突然出てきたかなというふうには感じられますが、準備は進んでいたんだということで受け止めなくてはいけないのかなと考えております。

とはいえ、御答弁にあったように、具体的にはまだ本当に何もというようなことだということも、私も承知しております。今回は課題を整理するつもりで取り上げたというふうなことなのですが、よろしく願いいたします。

この4月のスポーツ庁の有識者会議が先ほど答弁の中であったように、きちんと3年間の目標期間を設けて、そして休日をまず移行するんだというようなことで打ち出してきているんですね。この提言のときには、実施主体は総合型地域スポーツクラブや民間事業者やプロスポーツチームなどを想定していると。そして、同時に費用面も先ほど答弁書に少しあったんですが、保護者の費用負担が増えるために、経済的に困窮する家庭には国や自治体による支援を検討中だというようなことも書いてありました。

そして、この提言の背景というふうに指摘されているのが、この教職員の働き方改革だけではなくて、少子化や、少子化が進むことで、部活動が縮小、廃部に追い込まれていて、学校単位で教員が指導する現在の形を維持するのが困難になっているというのも、しっかりと提言されていたと思います。

そして、1番についての質問が、質問をしたわけなんですけど、答弁書にありましたとおり、縮小や廃部、それから合同チームなどもお答えの中にありました。入部率がたがいま82%ほどだということでしたが、これは入らない自由というのがありますので、よいのではないかなと思っています。

そして、この合同チームが既にあるようなんですけれども、この送迎、ふだんの送迎、または試合の引率など、あと試合の出方、どういう形で出ているのかなど、分かりましたら教えてください。

教 育 課 長

現在の部活動の引率でございますが、公式試合は教員が引率をするということで、生徒と教員がその会場まで行くというような形でございます。練習試合

につきましては、生徒自身または保護者ということで、教員の引率はある部と、会場によりますが、ある部とない部ということで、公式試合は教員が必ず引率をするという形をとっております。（「ふだんの練習は。」の声あり）

ふだんの練習は、松田中学校内ですので、生徒自身または遠方からの場合は保護者が送迎しているということも目にしております。

4 番 平 野 ありがとうございます。いろいろな形で既に保護者の御協力があるということが分かります。

それからあと、現状では中学校で外部指導者が既に指導しているというケースはあるのでしょうか。

教 育 課 長 現在、外部指導者ということで、町内にお住まいの方の御協力によりまして、部活の指導を行ってもらっているものがございます。バレーボール、卓球、サッカー、ソフトテニス、この3部でございます。

4 番 平 野 ありがとうございます。少しずつこういった地域の協力ということも始まっているということも分かります。そしてまた、答弁書の中でも、現状として既に部活動ではなくて、地域のクラブチームに入るという生徒もいるということもありました。それから、水泳とか体操とか武道など、部活動にはないメニューで個人の競技というのかな、そういうところに通う子もいると思います。また文化面でも、バレエをやっているとか、音楽関係やっているとか、そういう方もいるかと思えます。

ちょっと気になっているんですけども、高校入試での扱いというのが、そういうのがどうなっているのかなという現状が気になるんですが、分かる範囲で教えていただけますか。

教 育 課 長 部活動の内申の評価につきましては、調査票ということで、昔の内申書の中で、学習の記録という欄がございます。2、3年生の学習、評定については、高校入試の選考の参考の資料として使用しますが、部活動の記録ということで欄が設けられておりまして、具体的な内容は、諸活動の記録や所見欄に記載されている内容でございまして、部活動を3年間におきましてどういった部活動に入っていたか、どういった活動をしていたかといった、具体的なものが記入

されます。これは面接の際の参考資料として使用されるものでございます。

4 番 平 野 ありがとうございます。部活動というのは、先ほどのお答えにあったとおり、正規の教育カリキュラムということでは位置づけられていないかと思えます。ですから、高校入試で評価に入れてしまうのは、そもそも問題があると考えてはいるんですけども、もちろん面接、それから推薦制度を使うような場合ですよね。こういった場合には必要な情報となっていくのかなというのは理解しておりますが、その場合でも、例えば受賞歴とかそういう客観的な情報としては扱うべきなんだろうが、そこに教員の評価みたいなことが入ってはいけないというふうには思っておりますが、そういうことはないと考えてよろしいですか。

教 育 課 長 はい、そのとおり、ないです。

4 番 平 野 ありがとうございます。そして、学校でやっている活動は把握できているけれども、外でやっている活動、クラブチームとか個人のそういう個人種目というのか、あと音楽関係とかね、そういうところもやはり先ほど言った調査票というのかな、そういうところに入ってくるんでしょうか。

教 育 課 長 特別な活動の記録には部活動のみで、そういった外での活動は記載されておられません。

4 番 平 野 やはりそうなんです。やっぱりその辺の扱いが今のところはちょっと部活動と外での活動の区別があるというふうに、ちょっと考えるわけですね。何かその辺も今後この地域移行になっていく際には、どんなふうに扱っていくのか、そこも一つの課題なのかなというふうに考えます。その辺りも注意をさせていただきたいかなと思えます。

あと、先ほども答弁書の中でもね、あったとおり、もちろん提言にもあったとおり、費用負担の問題というのが出てくるのは必然だと思うんですけども、8月の報道では文科省が来年度予算の概算要求で部活動の地域移行のために80億円を盛り込むというような方針を言っておりました。ただ、その使い道の詳細はまだ分からないということで、この辺りは例えば指導者への報酬、先ほどおっしゃっていた、そういうものに使えるのかと。これまでは教師の善意で、

あるいは町民の外部指導者の善意で支えられていたものなんでしょうけれども、そういったところに使えるのかは気になるところです。その辺りも注意をしていっていただきたいと、あるいは要望を出していっていただきたいと思います。

そして、参加する側、生徒側のことを考えると、月謝のような形で費用負担が発生するのかなというのが、やはり非常に気になる場所だと思います。先ほどもおっしゃった保険のことも含めてですね。その辺りも、ぜひ、これはもう松田だけの悩みじゃなくて、いろんな地域の悩みだと思いますので、声を上げて国に要望してほしいなというふうに思います。

そして、家庭の負担というのが、なるべく抑えてほしいところなんですけれども、特に経済的に苦しい家庭の生徒には、先ほどの提言にあったとおり、何らか財政支援が必要になってくるというふうに私も考えているんですけれども、この辺りも国や県の負担、あるいは自治体の負担になるのかも、全然はつきりはしてこないんですけれども、こういった考えもどんどん上げていかなければいけないのかなというふうに思っていますので、ぜひ、松田単独ではなくて、いろんなところと連携して、声を上げてほしいと思います。といっても、本当に時間が迫っているので、どうなるのか、私もちょっと不安なんですけれども、その辺は要望にいたします。

2つ目の質問についてなんですけれども、来年度から集中期間に入るというようなことが言われているということで、それなのに国や県からの情報が非常にまだまだ足りない、遅いし足りないということで、町側の対応も難しいというふうに私も認識しておりますけれども、この方向性は撤回することはないんだとすれば、もう考え始めないと間に合わないんじゃないかと思っております。

そこで質問なんですけれども、市町村に協議会を設置して、コーディネーターを配置するというようなことまで言われてきました。そういうふうな形をとるのだということでしたら、やはり準備をしていかななくてはいけないのかなと思うんですけれども、これは運動部だけではなく、文化部も視野に収めて考えなくてはいけないということで、この協議会、どんな顔ぶれになるのかがもう見えてないと、すぐに集められないのかなと思うんですが、その辺り、それか

らあと位置づけ。例えば学校内に置くのか教育委員会なのか、あるいは外部団体みたいな位置づけになるのか。その辺りも何かもしお考えがあれば、教えてください。

教 育 課 長     まず位置づけなんですけど、教育委員会がこういった情報を国・県からの動向もありますので、主導でやっていくということで、教育委員会が主導になっていくということで考えております。

次に、協議会につきましては、やはり国の提言のとおり、市町村ごとに置く予定でございます。協議会のメンバー、今考えられるのは、スポーツ協会、各種スポーツ団体、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、学校長、教育委員、社会教育委員など、こういったメンバーを考えております。

コーディネーターにつきましては、スポーツと文化それぞれありますが、それぞれいたほうが、得意分野もありますし、情報も別々ですので、スポーツ、文化、2人いたほうが望ましいというふうに教育委員会では考えております。

4 番 平 野     ありがとうございます。コーディネーターのことも聞こうと思っていたので、ありがとうございます。そうですね。スポーツも文化も一緒に見れるという人は、なかなかいないと思いますのでね、ぜひそれぞれ置いていただきたいとは思っています。

では、3つ目…2つ目に関しては、もうそれ以上言えるところがなくて、すみません、突っ込みようがなくて。3つ目なんですけれども、地域や民間の協力を不可欠だというふうに答弁の中でもお答えがあったと思うんですが、この地域や民間の協力を仰ぐということだけではなくて、地域での人材も育てなくては、結局持続的にはならないんじゃないかと思えます。ですから、この辺りも計画的に取り組んでいかないといけないかなと考えます。

そこで、各スポーツ団体や文化団体、それぞれやっている方は自分の好きなことを、あるいは趣味としてというようなことで、今まではやられていると思うんですけれども、今後はこういった形で組み込まれていくというのか、協力を非常に強く求めていくということが出てくるわけで、そうするとやはり資格取得を促したり、若い世代に、若い世代に、どんどん取ってもらわなきゃいけ

ないと。それから、既に資格を持っている方も、ブラッシュアップの講習というのがきっとあると思うんですが、そういったものも促す、そういった仕組みが必要になってくるかと思うんですけれども。この辺りのお考え、何かありますでしょうか。例えば費用補助するとか、何かそういう考えがありますでしょうか。

教 育 課 長 やはり地域の地域移行ということで、地域の人材も育てていかなければならないか思っております。そういった意味でも、研修…研修の費用とか、そういったもの、しかるべきときにですね、お願いすることになると思いますが、そういったことも考えられます。また、誰でもいいというわけではないです。その方の質もあります。パワハラをしたり、強要したり、そういった人材であると生徒の指導もできないと思いますので、質、そういった人を見つけるというのも大変な作業になりますが、一つ一つ課題を潰していきまして、部活動が継続できるようにしていきたいと思っております。

4 番 平 野 そのような体制で進んでいただけると非常にいいなと思います。そして今、課長おっしゃったように、本当に誰でもいいわけではないというね、人材が不足な中で、だけど誰でもいいわけじゃないというのは本当に大事なことで、ハラスメントの問題もありますけれども、今は子供の、子供を対象とした性的な事件というのもすごくありますので、その辺りは特に気をつけていただきたいことかなというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

それから、この広域連携ということなんですけれども、多分、小さな規模の自治体では、どこも一つ単独では受け皿はないというのは同じ悩みだと思うんですね。ですから、ぜひ広域でというふうな思っておりますが、回答の中にもそういう考えだということでありましたけれども。そうすると協議会が自治体ごとなので、連絡協議会のような形になっていくのかなと想像しておりますけれども、広域連携になれば、やはりまた先ほどの部活動の合同チームと同じような悩みなんです、送迎という問題がやっぱり発生してしまうと思うんですね。その辺りもぜひ課題として認識していただきたいと思います。

そして、全体的なことになるんですけれども、これはやはり期限が決められ

ていることということで、できることから地域移行に取り組んでいくんだというふうな方向性が、やはり回答の中にもね、実情に応じてというふうに書かれておりましたが、そうやっていくのかなと想像するんですが。3つのパターンとして、考えられるのは、やりやすそうな順から考えられるのは、例えば希望する教員が無償ではなくて、兼職兼業として指導するという、先ほども答弁にありましたよね。この仕組みを整えていくというようなことがありましたよね。それから、外部指導者が指導していく。これをもうちょっと手厚くすると。これも既に現状で外部指導者が何人か活躍されているということで。ただ、この2つのケースは、やりやすいけれども、今のところどちらも無償、ほとんど善意なので、この辺の報酬をきっちり考えないといけないということ。そしてまた、先生がいくら希望であっても、休日を使ってしまうこと、それから外部指導者もいくら善意があっても、その人たちだって仕事をしているので、休日を使ってしまうこと、これに対してはやはり働き方という意味ではちょっと問題があるなと思います。そして3つ目のパターンとして、地域型スポーツクラブあるいは民間事業者、あるいはプロスポーツチームなどに移行していくというケースがあるのかなと考えているんですね。

提言としては、こんなことも言われています。単に実施主体を地域移行にするということだけではなくて、地域の実情に応じた多様な実施主体による新たな地域スポーツ環境を構築することとまでうたわれているんですね。つまり、先ほどの2つのやりやすい、あるいは現状の延長のような形では、根本的な解決にはなっていないというところなんです。そこは認識しなきゃいけないのかなというふうに考えていますが。ですから、3つ目のちょっと一番壁が高い方法を目指すのがよいのではないかなというふうに考えているんですが、この辺りの考えはいかがでしょうか。

教 育 長      ありがとうございます。部活動の指導者の確保というのは、これ、本当に地域であろうが民間スポーツ団体、あるいはそういったところをお願いするのも同じような状況で、非常に難しいと思っております。まだ私見ではございますけれども、今の部活動を維持していただくだけでは、実際松田中学校でほかに競技

をやりたいお子さんもいられるとは思うんですね。ただ、今の現実ではこれだけの部活動しか設置できない状況の中で、先生方も一生懸命指導に当たってくださいました。だから、地域連携ができて、また松田中学校で部活動がないお子さんが、そちらのほうで活動していくということができるようになるのも、やっぱり大切なことだと思っておりますし、それからあと、今、生涯学習センターを活用されたりしている、あるいはこの松田町でスポーツ団体で登録されている、そういう団体とか、それから登録されている文化活動をやられている団体もありますよね。そういったところにも実情を投げかけて、中学生を受け入れていただけるかどうか。ただ、活動時間が夜になったりとか、そういったところがあるんですけれども、そういったことも承知の上で、子供たちが、じゃあこういう、松田町、こういう活動があるから、そういったところも行ってみようかなとか思えるようなところまで、ちょっと将来的には考えていきたいなというふうには思っております。ですから、子供たちには松田で活動している団体、あるいは地域連携したときにこういう活動をやっているところもあるよということを紹介のほうはしていけるようなところまではやってあげたいなというふうには思っております。

4 番 平 野      ほんとおっしゃるとおりで、既にある団体の活動、スポーツや文化、松田も結構いろいろ、すごく小さな町にしては種類がすごくあると思っておりますけれども、そういったところに子供たちをつなぐことができると、本当に地域の社会全体で子供を育てているようなことにもなりますし、あるいは子供の居場所として、学校と家庭しかないという状況をひとつ突破する可能性も出てくる、第三の居場所というのかな、そういうものが可能になってくるというのもちょっと見えて、非常にこれはうまく対応できれば可能性が開けることではないかなというふうに私もプラスに捉えております。ぜひその方向で進めていただければなというふうに思っております。

最後に全体のまちづくりにも関わることで、ちょっと町長にもお聞きしたいんですけれども、報道の中に、スポーツ庁長官というのは室伏広治さんなんですけれども、この方が会議の中の発言で、こんなことをおっしゃったというん

ですね。体験格差をなくすことが重要だというふうなお言葉を使ったというふうな報道があったんです。これは幾つかの意味があるかなと思うんですが。私も考えるには、例えば所得、低所得者であっても、誰でもスポーツ、文化、楽しめる地域社会に、また、障がいを持つ方も安心して楽しめる環境、また、松田では山間地域もありますが、こういった山間地域などでも機会を保障していくという意味。それから、1種目に偏らないこと、これも体験格差に入ってくるかなと思うんですね。様々なスポーツや文化を接する機会ということですかね。この辺りがすぐに私は思いついたんですが。スポーツ面であっても、文化面であっても、こういった体験格差をなくしていくというのは、非常に重要な一つの柱になるのではないかと考えております。

先ほど教育長の御答弁にあったとおり、今ある地域の団体を上手に活用できれば、子供にとっては、あるいは大人にとってもですよ、一つの居場所が増えていくということがある。そしてまた幸い松田町には既にNPO法人のゆいスポーツクラブというのもあります。これは他地域に先んじているのかなというふうに考えております。こうした現状を考えながら、この部活動の地域移行を考えるときに、町長の全体的なお考えというのが伺えればと思います。よろしくをお願いします。

町長 全体の話として質問をお受けいたします。まず、この国のほうから、文科省のほうといいましょうかね、出ている内容については、これから、これからというのは、たくさんありますけど、やっぱり今回のようなこの方針を打ち出した理由をしっかりと確認をしながら、地域の実情だというようなことで3年間の中で検討していくということでもあります。恐らく大きい市もあれば、うちみたいに1校しかない中学校ということもあったりするので、やっぱり地域が恐らく全然違うところもあったりするので、そのくらいの執行猶予があるのかなんて思うところでもあります。

今言われたような地域スポーツクラブを立ち上げた本人とすればですね、やはり学校の先生たちの負担というのは軽減していければということと、やはり地域の子供を一緒になって支えていく、ましてやというものは既に考えておっ

での立ち上げだったということも考えながら、当時のスポーツ…体育協会とのすみ分けをしながら、何とか今もお互いでやってきているようなところでもあります。

ですので、今回のことは、いずれにしろ子供たちがとにかく犠牲にならないようにしなくてははいけない。そこには親御さんたちの、保護者の方々のね、負担だとかいうことも、これからどういった格好になっていくかというのは、先ほど教育委員会からの答弁あったように、これから一つずつ解決していくということもありますので、とにかく子供を中心としてどのメニューでどのような格好でやっていくのが一番いいのかということは今後検討の課題として、そのうちに状況によっては広域でやっていく、いかなきゃまたいけないところ、それに対する移動手段等々の今話がありましたけど、そういった負担だとかいうことがどこまで町、行政が負担をするのか、その先は民間の方々に御負担頂くかというふうなことも、幾つか課題がありますので、今回の方針をとにかくよく吟味をしながら、町に合ったやり方、とにかく地域の子供たちは地域で育てるという気持ちの中でやっていく。今日もお話あったように、部活動は教科の外ということであるのであれば、その辺をしっかりと我々も認識しながらですね、町の子供たちをしっかりと守っていきたい、夢をかなえてあげたいというふうに思っています。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。最後にやはり町長に聞いたのは、やはりこの部活の地域移行という、この課題というのは、もちろん舞台は学校だと思うんですけども、これは学校だけの課題ではなくて、地域全体の課題というふうに捉えることで、非常にさっき答弁にあったような前向きな変化がもたらされる、地域にもたらされる非常によい機会になるというふうに私は認識していますので、ぜひこの教育課だけで抱え込むというよりは、まちづくりの中にどういうふうにそれを生かしていくのかというところまで発想しながら進めていっていただきたいなというふうに思っております。ぜひ、大変な課題ですけれども、また期間も迫っておりますけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。要望として終わります。時間余りましたが、これで終わらせていただきます。

- 議 長 以上で受付番号第8号、平野由里子君の一般質問を終わります。
- 暫時休憩します。午前10時より大会議室において議員及び町長ほか補助説明者のみの全員協議会を開催いたしますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。また、休憩中に昼食をとってください。午後は1時より再開いたします。 (9時45分)
- 議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)
- 日程第2「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。
- 令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 環境上下水道課長 それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。
- 1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決の理由ですが、上茶屋の送水ポンプ場におきまして、8月10日に定水位弁の故障が発生し、自動で配水池へ送水できなくなったため、手動に換えて応急対応していましたが、配水池への送水に支障を来しており、断水事故を招く危険性もあることから、更新工事を早急に行う必要があり、かつ議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法179条第1項の規定に基づき、令和4年8月10日付で松田町上水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき、承認を求めるとでございます。
- それでは、細部説明をいたします。3ページをお願いいたします。令和4年

度松田町上水道事業会計補正予算実施計画（第2号）。資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費について、97万円の増額をしておりますので、款4、資本的支出の予定額は5,414万3,000円となります。

続きまして、4、5ページをお願いします。予算実施計画内訳（第2号）の資本的収入及び支出を説明いたします。支出でございます。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費、節21、工事請負費、上茶屋の送水ポンプ場定水位弁緊急更新工事でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、場所的な、位置的なところについての質問をさせていただきます。専決処分書ですね、一番最後の理由のところ、まず、上茶屋送水ポンプ場の定水位弁というのが、どこにあるのかですね。その位置的なものをお願いいたします。

またですね、その2行目の配水池への送水ということで、この配水池というのは、どこの配水池なのか。その2か所ですね、について、どこにあるのかということでお知らせいただきたいと思えます。

環境上下水道課長 上茶屋送水ポンプ場につきましては、上茶屋からチェックメイトに上って行く道路ですね、多分200メートルから300メートルぐらい上がったところの右側に金網で囲われた場所がございますので、そこにポンプ場がございます。そこからですね、また300メートル、400メートルぐらいですね、上のほうに上って行きますと、道路の右下のところの上茶屋配水池というのがございまして、そちらへポンプで送っているということになりまして、その配水池から上茶屋地域へ自然流下によって給水を行っているということになります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第3号専決処分  
の承認を求めることについて(令和4年度松田町上水道事業会計補正予算(第  
2号))について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第2「議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例」を議題といた  
します。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。  
令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。都市公園法及び松田町公園条例(平成5年松田町条例第19号)に  
定めるもののほか、持続可能な地域振興に寄与することを目的として、松田町  
西平畑公園の管理に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございま  
す。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは、議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例について説明を  
させていただきます。

資料に入る前でございますが、西平畑公園は本町最大の観光振興イベントで  
ございます桜まつりが開催されるなど、多くの方に愛される町のランドマーク  
と言える都市公園でございます。しかしながら、平成30年度から同園は町直営  
で運営をしてございます。経営的な側面等も考慮して、施設の開館日、これを  
縮小するなど、そのポテンシャルを生かしきれていない状況が続いてございま  
す。

指定管理の募集に関しましては、過去に2度実施をいたしました。いずれも

現行のルール、費用面も含めて折り合わずですね、運営が困難などの理由で、応募はございませんでした。

今回提案させていただきますこの本条例は、このような経緯を踏まえ、さき  
に実施しました官民連携を目指した民間事業者との対話、いわゆるサウンディ  
ングの実施結果を踏まえ、民間活力の導入を促進するため、所要の規定を定め  
るものであります。

また、2年前、産業厚生常任委員会より強く申入れの頂きました西平畑公園  
に管理に関する条例を新設すること、こういった申入れを頂戴しております。  
これを念頭に、同園に所在する子どもの館、自然館、ハーブガーデン、この3  
施設を公園施設に位置づけ、一体的な管理活用をさらに促進するものでありま  
す。前置きが長くてすみません。それでは、新規制定でありますため、条ごと  
に内容を御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページ目から御覧をお願いいたします。まず第  
1条、趣旨でございます。先ほどの提案理由と同内容でございますが、この条  
例は、条例の名が示すとおり、西平畑公園の管理に関する条例であり、都市公  
園法及びこのたび議案第32号で一部改正を提案いたします松田町公園条例に規  
定する管理に関するルール、これに加えて、いわゆる外出し的に、別に必要な  
規定を定めるものであります。

第2条になります。見出しを施設及びその目的としております。この同園内  
に所在し、おのおの施設の設置管理条例を有しております子どもの館、自然館、  
ハーブガーデンの3施設について、主な公園施設として位置づけ、その目的を  
それぞれ定めております。ちょっと、今日参考資料でまたお配りをさせていた  
だきました参考資料の2とですね、一緒に見ていただくと大変ありがたいん  
ですが、引用、今申し上げた3条例、また公園条例からの引用を一覧で示した  
表的な資料をお配りしております。併せて見ていただきながら、こちらについ  
ても言及させていただきながら御説明とさせていただきます。

今の第2条関係におきまして、引用する条例、これは子どもの館では3条、  
自然館でも3条、ハーブガーデンの関係では2条、こちらの内容というのを引

用して目的として定めてございます。第3条から第6条、第3条から第6条につきましては、現在の町公園条例に規定されている入園料、22条から24条にかけて規定をされております。及び有料公園施設と、この新規条例で位置づけましたふるさと鉄道駐車場、これも既存の条例で申し上げますと25条から27条の関係です。並びに、現行の子どもの館の設置管理条例に係る使用料、これは子どもの館の13条、15条、16条、こうした内容を定めているのが3条から6条でございます。この条例に位置づけるということはですね、先の話で恐縮なんですけども、次の議案であります公園条例の一部改正において、これを先ほど言った公園条例の関係ですね。の部分というのは、次の一部改正で削る改正をさせていただきますと。シフトしていくというふうに御理解を頂ければと思います。

恐れ入りますが、おめくり頂きまして、5ページの別表第1を御覧頂きたいと思っております。こちらにつきましては、現公園条例で定められており、入園料に係る別表でございます。年齢区分ごとに入園料の額を定めておりますが、現行の公園条例の規定内容からの変更点を御説明させていただきます。

変更点としまして、18歳以上の金額が現行の公園条例におきましては上限300円でありますものを、これを500円として提案をさせていただきます。また、備考欄にまつだ桜まつり期間に限るとありました内容を、催事の開催期間に限るというふうに改めて、ここで制定をさせていただきたいということです。

続いて、別表第2を御覧ください。こちらについては、ふるさと鉄道と駐車場は、現の公園条例から子どもの館については現子どもの館の設置管理条例で規定をされております。その内容というのを、本条例の制定に当たってこの別表2に整理をしてございますが、こちらにつきましても今現在規定されている内容から改めているものについて御説明を申し上げます。ふるさと鉄道の区分欄の年齢の部分、大人は12歳以上、子供は3歳以上12歳未満、このような区分としておりました。これを大人は18歳以上、したがって子供は3歳以上18歳未満とし、大人の金額のみをですね、300円でありましたものを400円と改めております。それ以外の駐車場と子どもの館の内容については現行の規定そのままでございます。先ほどの入園料も併せまして、いずれも今回のサウンデ

イング結果を踏まえて提案をさせていただいております。

恐れ入ります。お戻り頂きまして、2ページ目を御覧ください。第7条から第12条に関しましては、子どもの館と自然館の施設の専用使用に関する規定でございます。この2施設については、現行の設置管理条例の中で施設を専用的に使用する規定があるため、これを本条例に集約して位置づけを行うものでございます。第7条におきましては、専用使用に係る許可関係、引用しておりますのは、子どもの館では第9条、自然館では第6条。

続いて、第8条におきましては、専用使用の関係の不許可の規定。これは引用条例としましては、子どもの館10条、自然館で7条。

また第9条では、目的変更の禁止につきまして、これは引用が子どもの館11条、自然館8条。

第10条では、許可の取消し、こちらは子どもの館が12条、自然館が9条。

第11条では、原状回復の義務。こちらについては子どもの館17条、自然館10条。

第12条では、賠償責任、これは子どもの館で19条、自然館12条、またハーブガーデンのほうでは6条、7条をそれぞれ定めております。

続いて第13条でございます。第1項で指定管理者への管理の代行、第2項では指定管理に係る読み替えを、第3項では指定管理業務の内容を掲げてございます。引用といたしまして、公園条例におきまして第29条、子どもの館20条、21条、自然館13条、14条、ハーブガーデン3条ということでございます。

おめくり頂きまして、続いて第14条でございます。指定管理の際の利用料金、ここでは入園料をはじめとする先ほどの別表、御説明申し上げた別表に係る料金、これを上限として町長が承認した額を指定管理者の収入とすることができる旨を規定しております。こちらも引用といたしまして、公園条例の30条、子どもの館で22条でございます。

第15条では、利用料金の減免に係る規定となります。こちらの引用は、公園条例の31条でございます。

最後に、第16条につきましては、規則への委任規定となっております。

本条の説明は以上なんですが、今回、本条例の施行規則案を参考資料として次ページ以降に添付をさせていただいております。この規則におきましては、条例と同様に、主に既存の規則に係る開園の日時、また主な公園施設の休館日、開館時間、専用使用許可の手續等、こういったものを集めながら、集約して定めているということでございます。詳細につきましては御高覧頂ければ幸いです。

お戻り頂いて、4ページ目の最後、附則となります。附則のまず第1項でございしますが、施行期日を令和5年4月1日としております。これは、指定管理を視野に、来年度から民間の活力を導入するということを踏まえて設定をしておるものでございます。

第2項においては、第13条で規定しております管理の代行、指定管理に際しまして、松田町の公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例、これに基づく手續を、施行日前であっても行うことを可能とする準備行為の規定でございます。

第3項におきましては、本条例施行前における廃止をするこの3施設の設置管理条例と、一部改正をする公園条例に基づく処分や行為が本条例の相当規定とみなす経過措置でございます。

第4項におきましては、本条例が制定されることで、ハーブガーデン、子ども館、自然館の3施設の設置管理条例の廃止を定めております。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。雑駁な説明で恐縮でございますが、御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。  
10番 齋 藤 これは委員会付託されるんでしたっけ。ですので、私、多分委員会違いますので、ここで聞きたいと思います。

まず、入園料の徴収に関してですけど、これに関しては、人的にお金を徴収させる方法をとられるという考えでよろしいんですかね。人が携わってお金をもらうという考えですけど。まず1つ、それはどうですか。

観 光 経 済 課 長 入園料の徴収の方法ということでよろしいでしょうか。入園料に関しては、

今現在は人が徴収する考え方で整理をしております。今現在では。

10番 齋 藤 駐車場は、この何かがちゃんと機械でやられてますけど、この入園料は催事の開催時期に限って書いてあるんですけども、今後指定管理者に委託した場合に、委託料ゼロってお話しされてたと思うんですけど、業者は稼がなきゃいけないと思うんで、じゃあ催事を幾つかやろうとやってきたときには、この今、桜まつりとかイルミネーション以外に、いろんな催事が出てこないで、多分1か月のこの人件費が採算とかが合わなくなってくると思いますし、委託料ないので、どうにか稼がなきゃいけない。そうすると、しょっちゅう催事やると、常にこの入園料を取ってもいいという解釈でよろしいですか。

観光経済課長 今の御質問については、年間を通して催事があるかということでございますけども、これから民間事業者の募集をできればと考えています。その中で、どういった計画が出てくるかとは思いますが、やはり今まで議会の中でもいろいろ御審議頂いた中で、そのお金をもらって、頂いて恥ずかしくない、また理解が得られるものというふうには考えておりますので、ベースとしましては既存のイベント、桜まつり、またキラキラフェスタがベースだとは思いますが、ただ、じゃあ夏場含めて、いろいろなことを事業者さんも考えていらっしゃる部分がありますので、そこは相談をしながらかなと思っています。ただ、通年を通じてとなりますと、じゃあ通年が催事かという話は、なかなかちょっと今まだ現実的には今回の提案からもそのようなお話にはなっておりませんでしたので、ちょっと具体的なお話ができなくて恐縮なんですけど、通年ではないという御理解でお願いいたします。

10番 齋 藤 業者さんはゼロ、お金もらえないんで、稼がなきゃいけないというんで、多分毎月いろんなことやると思うんですよ。教育の施設だった子どもの館もあるし、学校側が何か使いたいときとか、イベントに重なってしまう部分も出てこないかもしれないですけど、そういう場面も出てくるのかなと。そういったいろんな重なり方が今度、今、一つでまとめてしまうということですから、そこも業者にお任せされて、町内は無料とかになると思うんですけど、その判断をどこでするんですか。

観光経済課長 御懸念の部分で、今現在も含めて、子供さんたちが行く時期にずっと有料なのかというお話かと思えます。おっしゃっていただいたように、既存の条例の中で町民また町内の勤務されてる方、こういう方は無料ということが現行の条例でも規定をされておまして、その内容というのはそのままシフトしてますので、そのように考えていただければいいのかなと思えます。また減免の規定というのもあります。そこの運用というのは、いろんなケースを踏まえて考えさせていただくのかなと考えています。以上です。

10番 齋藤 分かりました。町民がちょっと減免されたり、イベント期間中もそれはやられると思うんですけども、向こうでの委託した業者がその辺を理解してないと、何かどういうやり方するのかという部分ですよね。「町民です。」って、入り口で言って割引してもらおうのか、先にどこかで半額チケットなのか何かそういうものを申請してもらっておくのか。大変、桜まつりで経験されてると思いますけど、山に上がるのに、あそこで1時間も待たされて、その苦情がすごく出ていたと思うんですけど。待たされるのはみんな、町民も観光客も一緒なので、その辺の区別のやり方もいろいろ問題が出てくるのかなと思うんですけど、そんなときに町民だから安いとか、やってられないと思うんですけども、その辺の方法はどのように想定されますかね。

観光経済課長 御心配を頂き、ありがとうございます。まず、桜まつり、今回入園料という形でやって、混雑もあったという話は聞いております。町民の方というのが、当然証明するものを持ってきてくださいという話の中で、今回は入園料の徴収もさせていただいておって、その中で大きい混乱というのは私は何っておりません。いわゆる桜まつりで今回入園料を頂いた経験というのは、一つ大きい糧になるのかなと。あとはまたさらに民間の知恵の中です、さらなる工夫というのができ得れば、よりよい形を目指していくのが基本かなと思っています。

10番 齋藤 スムーズな運営をしていかなきゃいけないんで、その辺のこれからの指定管理者になる人たち、どこかで私、イベントに行ったときに、駅のそばとか途中に入場券を買う機械があるんですよ。そこで買って持って行くと、もう入り口

で人が1人だけ立っていて、それを渡せば入場できるという、ものすごくスムーズに入れたんですよね。一般の人と町民のまた値段の違いも出てくるので、その辺のあと対策を考えていけば、スムーズに動ける部分も出るのかなと。ほかのちょっとお祭り、行ってみてくださいよ。そういったの、やってると思うんで。どうやったらスムーズにできるのかと。その今まで観光協会か何かの実行委員会がやったりして、町民だから割引だって、後ろに並んでる人たちが割引って何よとかって、またその説明とかを、何で割り引かれるんだとかって聞かれていたということも聞いたんですよ。その辺も対応している人たちが、また余計時間かかるし、文句を言う人はすごく大きな声で言うと、アルバイトの子たちがちょっと引いてしまったりというのもあるのでね、もっとその辺のスムーズさを考えていけるような流れをつくってあげていただけたほうがいいのかと思います。

それとあと、ここで減免の対応で、町長という名前が指定管理者になるという部分ですけれども、入園料の減免とか、この専用使用の許可の部分も、指定管理者が許可をするというふうに読み替えていいんですか。

観光経済課長 先ほど御説明を申し上げた中で、細かく読み替えの規定を追いかけてはございませんでした。第13条において、第13条の第2項ですね、こちらで13条の前項の規定までの部分というのを読み替えをさせていただいてございます。おっしゃるとおり、町長とあるのは指定管理者というふうに読み替えをしておりますので、この前までの規定は読み替えて、指定管理者のほうで行っていくというのが整理でございます。

またですね、先ほどちょっと細かくは言及できませんでしたが、参考資料の中で、減免の基準というのを第6条ですかね、の2項の中でも規定をしております。いわゆる町と、町の考え方、規則、条例や規則にのっとっていただくことはもちろんのこと、またいろんなケース踏まえてですね、指定管理者、出てきていただいて御議決を賜れば決まりますので、そうしましたら協定や運用の中で細かく整理をさせていただければと思っています。

10番 齋藤 すみません、細かいところばかり聞いて。この専用使用者があそこをじゃ

あ貸してくださいと、借りますとって借りているときに、専用使用者は自分たちだけで何かをしようとする場合も考えられるんですかね。例えば巨大な会社が専用使用かけたんだけど、使わせてくれと、1日なのか3日なのか。そういうときも専用でお貸ししたとき、それを外に専用者しか使えませんよということとか、そういったものはどのような方法で外に知らせるんですか。

観光経済課長　　すみません、今言っていたのは、既存のルールの中でもある規定であります。つきまして、あと指定管理者に移行した場合にどうなるかという観点でよろしいですかね。

10番 齋藤　　そうですね、指定管理者に貸したときに、町民が公園へ行こうよと思ったときに、専用で、会社でやっているから入れないよというのを知らずに行っちゃったときに、クレームの対象になっちゃうじゃないですか。

観光経済課長　　イメージがつかしました。今現在もそうなんですけども、やっぱりその施設を借りる方というのは、お申込みをしていただかなければなりません。そのお申込みの際に、期間も含めて、その手続論ではあるんですけども。あった場合には、周知というのを施設からある程度発信をするべきかなと思ってます。今現在も、例えば遠足で子供たちがその時間帯を使っていっちゃるときもあるわけですね。時間の拘束をどこまでするかという考え方はあると思うんです。さっき言った3日間という話だと、大分大きい話になりますし、これがもうすぐ貸してくれという話は、そうそういかないと思うんですね。そこら辺というのは、一般の利用客の方のことも考えながら、周知をしながら、規則的にちょっと考えていくのかなと思います。今現在も、とにかく既存のルールでもある内容なので、指定管理者になっても考え方というのは同じ考え方で整理をすべきかなと思っています。

10番 齋藤　　すみません、いろんな問題が出てくると思うんでね、その辺の細かいことを対応していかないと。あと最後にですね、グランピングをやろうとしてましたよね。グランピングやってるときは、24時間、人がそこにいなきゃいけないと思うんですけど、この辺の時間の規制とかで、何時から何時までとかもありますけど、その辺の対応はどのようにお考えですか。

観光経済課長 グランピングの関係については、補正でお認め頂いて、今現在その事業をいろいろ苦しみながら進めているところなんですけれども。グランピングのときに、何ていいますかね、結局今現在、規定として、この中で見ていくという事業ではなくて、ベースは町が試験的に今年やらせてくださいということでお話をさせていただいたと思います。そうしますと、今回この後、例えば10月以降、町がこういったグランピングの試験的なものもやるよというのを、例えばサウディングのときにお話をさせていただいたりしてます。その事業者さんが今後指定管理の提案をしてくる際に、こういったものを盛り込んで出していただけるかというところもあるんですね。これが出てきた場合というのは、また条例含めて、このグランピングの話だけじゃないかもしれないんですけども、指定管理の提案があった際に、既存の条例で耐え得るかどうか。そこはもう一度検証しなければいけないと考えております。そういったのを踏まえて、条例というのはまたその先も含めてですね、検討していかなければならないと今考えております。

10番 齋藤 試験的に町がやられるグランピングですけど、構造物を造るわけですよ。下に何か板みたいなのをやるというふうな。そこにお金をかけてやられるんで、指定管理者がそれをやってくれなかったら、じゃあそんなのやりませんよといったら、それが無駄になっちゃうじゃないですか。だから、そこをどういう考えでいられるのかなと。

観光経済課長 これはまた補正のときにも少し御説明申し上げたと思いますけども、構造的なもので言えば、デッキ的なものを造らせていただくと。これが単純にテント、その上にテントを張るわけですよ。テントはコテージではないわけで、構造物ではない。ただ、そのじゃあデッキが単にそのテントだけのためかと言えば、そうじゃないことも視野に設置を進めるという考え方でおります。以上です。

10番 齋藤 じゃあ、グランピングじゃない方法も考えてるということで理解していいですか。（「場合によっては。」の声あり）今、神奈川県なんかも、全国的にグランピング場、すごくできてると。先日、私も山北町のグランピング、新しく

また造ったところ見てきたんですけど、1人当たりの食費に、食費だけで6,000円取ってるんですよ。夕飯と朝食で。1か月その売上、その会社の名前出しませんけど、グランピング場だけで10棟ぐらいあるんですけど、3,000万ぐらい稼いでいます。ですので、ものすごく当たればヒットする今ですけども、ただ、たくさんでき過ぎてしまっているの、何らかの差別化というか、魅力をどう出していくかというのが必要になると思いますし、この公園条例、次の方がやらないとかと言われちゃったら、何の意味もなくなってきちゃうのかなと思うので、やるならある程度、こういうのをやってくださいというようなものも条件的につけて、西平畑公園をいのように活用していただければと思うんですけど。その辺、ちょっと一度たくさんほか見てみてくださいよ。その辺はどうですか。

観光経済課長 いろいろな知見を基に御提案頂いて、ありがとうございます。今、町がというお話もさせていただきましたけども、先般のサウンディングの中ではですね、実は同じ方向性ですね、に近い御提案というのも幾つか頂いています。それは町側が今こういうことをやってるということを踏まえて御提案もあったかもしれませんが、やはりそういった観点からの御提案というのもありましたので、当然うまく活用できるものはしていきたいと。最初から諦めているわけではありませんので。よろしくお願ひします。

議長 ほかにございますか。

1 番 唐 澤 私は産業厚生委員会なので、ここでは1点だけ、大きなことを質問させていただきます。（「総務のほうが先に質問をしなきゃいけない。」の声あり）

議長 産業厚生委員のほうの委員なので、総務のほうを優先的にちょっと意見聞きたいので。

1 番 唐 澤 じゃあ優先にして、後から質問できるということですか。分かりました。

6 番 井 上 何点かあります。2つに分けてましてですね、ちょっと全般的な話と、この新しい新条例に係る部分ということで、先にちょっと全般的な話の中で、この条例で有料化等が、入園料ということで制定されています。それに係る部分でお伺いをしますが。先般ですね、サウンディングをされたと先ほどの説明にもあ

りますけれども、そのサウンディングをされた結果としてですね、3社の中で条件次第で指定管理料は不要という意見が3社からあったという説明がありましたが、その条件次第ということがどういう条件を提示されたのかということによってですね、やはりこの、じゃあ公園の管理条例に西平畑公園管理条例に対するですね、見解というのも大分変わってくるのではないかなというふうに思いますので、まず最初の1点目としてですね、そのサウンディングのときに示された条件というのをですね、個別にA社、B社、C社として、A社ではこういう条件で指定管理料を不要だった。B社はこうだった、C社はこうだったと、そういう説明ができましたらお願いをしたいと思います。

観光経済課長

御質問にお答えをさせていただきたいんですが、どうしてもそのサウンディングというのは民間のノウハウの部分もございます。特にこれから指定管理の募集を例えればした際にですね、そのノウハウ性を競っていく部分もあろうかと思しますので、中身的なものはなかなかちょっと、このA社がどうという言い方がなかなかできづらい部分はございます。ただ、先般の全協のときでもですね、少しサウンディングの結果の対話結果の公表ということでお示しをさせていただいて、8月におります。

その中で、おおむね出た意見、対話の概要というところでの御希望の内容というのがございました。ポイント的には4つ、そのサウンディング結果の概要の中で出てきた内容として、これ、1回、全部話すとあれなんですけど、まず、新たな利活用、効率的な管理のためのアイデア的な部分の話の中では、施設機能の集約化や管理コストの削減に関するような提案や要望、こういったものもありました。また、指定管理者を前提とした管理手法や管理対象範囲、これについては全体像で包括的にという部分には御理解は頂けましたけれども、例えば管理期間が10年ぐらいいは欲しいとか、その採算的なものを見ていくには時間が必要だとか、また指定管理料が不要だという御意見も中にはあったんですけども、例えばカテゴリーとして3点目で施設面、制度面での改善点におきましては、老朽化等している部分が大分あって、これを我々が全て負担していくのでは、さすがに厳しいだろうという御意見もありました。ただ、一方で、や

っぱり前向きに新しい少し稼ぐことを考えたときには、投資をすることも我々は覚悟があると言ってくくださった事業者さんもおりました。

あと、そうですね、大きくはそういった感じですね、あと9社の方からいろいろあったんですけど、大きくカテゴリーで整理をしますとですね、0円と言っていた会社は3社、ここに特に絞って今の話をもう一度させていただければ、いいですか。そうしますと、まず入園料のアップ、あとは利用料金の変更、老朽化設備の修繕、やはり先ほど申し上げた内容が主にはございます。ただ、例えばある1社ではですね、行政財産である限り、稼ぐという行為に対する自由度が低い。普通財産にできないのかという話まで出ました。ただ、我々としては、なかなか普通財産というところは、全て条例廃止して、行政財産から普通財産に所管替えすることというのは、なかなか厳しいかなという中で、今回の条例の提案というふうに御理解を頂ければと思います。いいですか。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。じゃあ、そういった中でですね、やはりパーク PFI というような手法の中で、長期間の委託と、指定管理の委託というふうなところというのは分かります。ただ、今までのですね、西平畑公園のハーブ館等の委託をしていた中から見ると、やはりじゃあどれだけ収入が上がるのかと、どれだけの収入が上がるのかということの想定というのを、そういったサウンディング結果の中を出してきているところがあればですね、そういったことを前提に今回入園料の金額のアップ、有料公園施設の使用料のアップをされたと思います。そうしますとですね、あとですね、前者の質問の中で、催事の開催期間というのは通年ではないというふうな回答もありました。じゃあ、通年ではないというのは、例えば今までは桜まつり期間中の約1か月だけが有料だったということですが、この条例がですね、ターゲットとしている来年度以降ではですね、どれだけの入園料の収入予想をしているのか、有料公園施設の使用料、これだけ金額がアップしたことによるどれだけ上がっているのか。そういうシミュレーションがありましたらですね、教えていただきたいというふうに思います。

観光経済課長 具体のシミュレーションと申し上げますと、サウンディングの中でですね、例えば入園料を上げてほしいという話がありました。今回、入園料として300円頂戴したわけですが、その決算が今回、決算の関係でまた御説明しますが、2,300万程度。これが仮に500円になった場合という試算が、やっぱりされています。そうすると、恐らく3,500万を超えてくる。あとはお客様にどれだけ来ていただけるかというところでは、今、コロナの状況もありますのでね、レストラン含めた昔のハーブ館のレストランを開いていたときのよき日ですね、データなんていうのも事業者さんにお示しをしております。こういうものを全て合わせて収支的…収入としての計算をされたのかなというふうに考えております。具体のシミュレーションで今示せと言われて、ちょっとお出しする部分というのがなかなか厳しいんですけども、一応そういうことでのサウンディングをさせていただきました。

6 番 井 上 そうですね、でも、桜まつりの期間だけで見ると、今の2,300万円の決算に対して3,500万ということであれば、これ以外ですね、今考えている催事の開催期間、これは通年ではないという話だったんですけども、どのくらいをですね、考えているのか。そのサウンディングの事業者の要望としてですね、じゃあ例えば、いろいろ今までハーブまつりとかですね、そういったものを全部含めた中でやっていくと、6か月ぐらいは有料期間になることができるよというような想定というのがあってですね、それで幾らかという収入を、やはり民間企業ですから、そういう収入が幾ら上がるのかという中の計算でですね、指定管理料が0円でいいよというふうな意向を示したんじゃないかなというふうに思います。単にね、努力の目標として、努力目標として、じゃあ0円にしましょうと、そのかわり通年でいいよと、そういうアバウトなね、計算じゃなく、やはり企業ですから、じゃあ実際には催事期間、入園料が有料で取れる期間は何か月ぐらいを考えて、その間に様々なイベントをやって、集客といますか、入園者を増やしたいというふうなね、ところがあるんじゃないかなと思うんですよ。そういったところがあって、じゃあここで500円という金額が出てきたのかなというふうに理解をしたいんですけども、そういったサウンデ

イングの結果の事業者なりの考え方、それに対応して町はこういうふう考えたので、結果この条例で定める入園料500円と、こういうことになったんだよというふうな説明が得られればですね、お願いをしたいと思います。

観光経済課長　　今、議員おっしゃっていただいたとおり、その民間の方が0円でもいいよという根拠は、あろうかと思っています。具体の催事の期間というのは、多少ノウハウにもかかる部分があるかもしれないんですけども、まずベースとして考えるのは、桜まつりと今のキラキラ、イルミの関係ですね。それ以外に公園にぎわう時期というのが、今、近隣で言えばコキアさんの関係ですとか、またみかん園さんの関係、こういうところと連携をしていきたいというのが一つヒントかなと思います。あとは、夏場ですね、夏場というのは本当にお客様がなかなかお呼びできない状況が続くことが多くございますので、そういったところで工夫をしたいということの中から計算をして、0円でもいいというお話であったかと思っています。明瞭な数か月ということが言えなくて申し訳ないんですが、一応そういうことで。

6 番 井 上　　ちょっと全般的な話ということで、1点目ということでさせていただきました。そういったですね、説明を基にですね、やはりじゃあ条例の中で、新規条例ですので、どういうふうになっていったのか、入園料がこうなったのか、有料公園施設がそうなったのかというふうな理解でいきたいというふうに考えます。

あと、ちょっと条例の中でですね、細かい点等もあるんですけども、今、回答ができる部分で、なければですね、この議案第31号、32号は委員会付託ということで決まっておりますので、またそれまでにですね、調べていただきまして、また委員会等でそういった質問をされたものをですね、委員会報告に対してお聞きをしたいというふうに考えます。

まずですね、条例の中の第2条の中に、施設及びその目的というものがありまして、公園に設置する主な公園施設ということであります。その(3)にですね、第3号にですね、先ほどちょっと説明の中では、これは文字はハーブ館と書いてあるんですけども、ハーブガーデンというふうな説明を頂いたかもし

れないです。ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例、古い条例のほうは、目的の中にハーブ園というふうにですね、ハーブ館とあとハーブガーデン…ハーブガーデンじゃなくてハーブ園、あと温室とかグリーンハウスというのがありますけれども、そういったですね、ハーブ園というのは大分規模的に大きい施設でありますし、またハーブ館とですね、その中にそういったハーブ園も含めた公園施設になるのかということについてですね、お聞きをしたいと思います。

あとですね、第3条の入園料、ちょっとこれも時代的な記載で、納付しなければならないと、そういう言い方は今どきないんじゃないかなと。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

第4条の有料公園施設で、前者も質問されていましたが、グランピング施設というのは、これは町が設置するというふうに先ほどの説明であったと思いますが、この有料公園施設の中にグランピング施設は入るのか。先ほど説明があったように、それはグランピング施設が完成した時点で、別表第2の有料公園施設及びその使用料を改定するおつもりなのかということです。

あとですね、その次の2ページ、第7条の専用使用の許可の中に、子どもの館及び自然館並びに附属施設とあります。この附属施設というのは、何を指して専用使用と、専用使用を許可をするというふうに考えてられるのか。その3点をお伺いしておきます。

観光経済課長 何点か頂きましたので、順次の御説明で大変恐縮ですが、今できる範囲ということで御理解を頂ければと思います。

まず、第2条、ハーブ館につきましては、都市公園法に基づく公園施設、これを建物と定義した場合には、このガーデンが今現在は含まれた既存の条例ではございますけれども、都市公園施設として位置づけるにはハーブ館だという整理をいたしております。つきましては、じゃあガーデンはどこに行ってしまったんだというお話になるかと思いますが、（私語あり）ガーデン、園のほうですね。園地のほうは、じゃあどう考えるのかということについても、都市公園法の中で整理がつく部分でございます。都市公園施設として公園の中にある

園地、今言ってる園地の部分というのも、都市公園施設として整理がつきますので、ここの中ではあくまで主要な施設として都市公園施設の中の建物、ここに着目をして整理をさせていただきました。

続いて、第3条におきましては、ちょっと勉強不足で申し訳ありません。納付しなければならないという表現が今どきどうなんだということに関しましては、従来の規定をそのままシフトしたこともございます。ほかの町の条例も含めて、全体的にちょっと見たわけではないんですけれども、前回もこの形でお認め頂いていたので、ベースとしてはこれで出させていただいたという経緯でございます。

第4条、グランピングを入れるかどうか、有料公園施設に関しましては、先ほどもちょっと御質問がありました。今年度については、町の事業として、試験的な事業として設置及びテスト的な使用をしていただきます。つきましては、その結果をもちまして、しかるべきタイミングで必要があればこの使用料の中に組み込むことも考えねばならないと。これが行く行く指定管理の提案があった場合に、ほかのものも踏まえてですね、また改正を含めて御提案を差し上げねばならないかなと考えております。

第7条の、すみません、ちょっとこれ、答えが今出ないんですけど。専用使用の許可の部分で、並びに附属設備とありますのが、これもちょうと現条例の内容をそのまま引っ張ってきているところがあります。この附属設備が何なのかというところは、後ほどしっかり答えられるようにしたいと思います。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 初めに課長からも説明ありましたとおり、この西平畑公園条例、2年前の9月4日ですか、私ども産業厚生委員が委員会報告の中で、この公園については西平畑については、もうごちゃ混ぜで分からないので、特出ししてほしいということで、対応していただいたことにまず御礼申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、質問をさせていただきます。これ、一問一答でやらせてください。議案第31号の提案理由、3行目です。持続可能な地域振興に寄与することを目的となっております。持続可能な地域振興、具体的にはどういうことを言ってるのか。これについて説明をお願いいたします。

観光経済課長 御質問にお答えいたします。冒頭その条例の説明でも申し上げたとおり、西平畑公園は非常に大きいポテンシャルを有する施設でございます。つきましては、その民間の活力が入った場合に、そこのにぎわいというのは、公園内で例えば売るものも含めて、また松田町に来ていただくことも含めて、大きなランドマークタワーであると、ランドマークであると考えておりますので、ベースとしては当然地域に、町内に商業に波及する効果、これを期待している部分ということを目的としてと書かさせていただいております。

5 番 田 代 この後、条例の中にもありますけれども、指定管理者を活用して民間活力を利用して利用者にサービスを提供したいということで理解させていただきます。

それで、次にですね、ここからが本題になるんですけれども、別表1のところをあけてください。初めに入園料ですね、別表1、3条関係です。入園料。18歳以上300円を500円というふうになっております。これ、2年前に審議したときに、基本的には公園の利用というのは受益者負担を取る場合、ここでは入園料です。300円を…例えば入園料を取る場合に、実費負担ですよ。要するに、桜まつりによって交通整理、またはいろいろな人件費がかかります。そういった余分にかかるものについては、利用者からお金を頂きますよ。簡単に言うと、受益者負担、コピーなんかが一番いい例だと思うんですよ。これコピーしてくださいといったときに、印刷代を幾らか頂いていると思います。公共団体については、やはり受益者負担は実費補填というふうに解釈しております。そのような中で、このときに、やはり500円という提案があったと思います。柳澤課長のほうから、詳細な資料を出していただいたときに、300円が妥当ではないかというふうな形で、たしかこれ、私の記憶だと修正議決をさせていただいて、500円を上限300円にした記憶があります。ここでまた500円に変わって出てきています。この額について、今の受益者負担、前回の受益者負担に対

して、この200円を増額した理由、これについてお聞かせください。

あと併せて、ふるさと鉄道もそうですね。このときふるさと鉄道はあまり議論しなかったと思うんですけど、300円を400円に今度しますよね。これについて、実費負担の…実費負担というか、受益者負担するための実費負担の根拠、これ、上げた根拠についてお答えをお願いいたします。

観光経済課長 2年前の御説明も頂き、ありがとうございます。まず、受益者負担、当時の議論としての資料も覚えております。そのときのシミュレーションの前提というのがですね、いわゆる町で今かかっている費用、当時の公園にかかる経費、こういったものを積み上げて、全てお示しをした中で、最終的な収入がこれぐらいであればよかろうというようなお話だったと記憶をしております。今回500円にするに当たっては、民間の方からお伺いしていることはもちろんですが、民間の方も当然やっていただくに500円に値する事業、それだけの投資をしていただくということで考えれば、2年前のシミュレーションの考え方の分母が大きくなってきている部分もあろうかと思えます。その計算をもとに、先ほどの御説明も、御質問もありましたけど、0円ということ前提に考えられるというお話がありましたので、今、500円のお話と、ふるさと鉄道に関しても近い部分でございますけども、そういった考え方で整理をしていただければと思います。

5 番 田 代 今回の課長の回答で、例えば300円を500円に上げる場合、200円については、指定管理者が投資をしていただく。ということは、施設を造るということですか。その「投資」という言葉について、もう少し詳しくお願いいたします。

観光経済課長 200円さらに投資をするかというお話でございますけども、投資の内容というのは、全体のサービスをどう上げるか、その例えばイベント一つをとってもそうでしょうし、また先ほどもちょっとサウンディングの結果で申し上げたとおり、投資意向の事業者さんもありますので、それを込みで考えられるのかなと思っています。

5 番 田 代 業者によっては投資、物を作る事業者というお話ですけれども、公園は行政財産です。それに対して期間を定められてる指定管理者が自社のお金を使って

投資というのは、私はいかがなものかなと思います。

あと、今もう一つ、初めにお話しされたように、逆にサービスです。300円かかっていたサービスを、その桜期間の期間中、まだそれでは足りない。もう少し人なりいろいろな面のサービスを付加して500円かかるということだと分かって…理解できます。この辺については、付託されてますのでね、この辺は産業厚生委員会で審議、もう少ししていただけたらなと思います。これはこれでおしまいになります。

それと、次に、今日全員協議会で頂いたこの資料、この資料の2番の下の表です。業者さんで、もう条件として、0円で受けるかわりに老朽化した施設を修繕してほしいということで、給水ポンプ修繕ほか4点、子どもの館エアコン、それ以外にももろもろあるかもしれませんが、2,500万円かかりますよというふうな金額が出てます。それを町が修繕すれば、0円で受けてもいいよと、そういう説明であったと思います。ここで見ると、12月の議会で指定管理者の指定の議会承認を受けるつもりなんだと。この修繕、これについては、いつ、どのような対応を考えているのか。これについてお答えをお願いします。

観光経済課長      ありがとうございます。2,500万円からの金額の積み上げ、概算であります。資料としてお示しをいたしました。タイミングといたしましては、指定管理者のまず募集をさせていただき、指定をするその12月もしくはその指定管理者さんの4月から全ての工事が終わるかどうかというお話もでございます。そこは相手様とお話をしながら、補正として全て一気に上げるのか、順番で少し送ってもいいものがあるのか、また補助金を活用して、新年度以降にうまく整理をしていくのか。こういった視点で整理をして、調整していきたいと思います。明瞭じゃなくて恐縮なんですけど、いろんなケースでということ。

5 番 田 代      来年の4月1日からスタートだと。それまでにやるケースもあるし、それ以降ということで、それは業者が決定したら詰めていくと、そういうことでよろしいですね。今については、私の今までの質問については、担当レベルの詳細、今の課長の説明で詳細については理解できました。

最後に町長にお伺いさせていただきたいと思います。私、この提案を受けた

ときに、確かに町の財政が厳しい中で、あの公園を運営していくのは非常に厳しいものがあるなというのは感じています。そのような中で、いろいろ努力をされてるということも理解しております。一方で、西平畑公園は都市公園の区分に入ります。この都市公園に位置づけられていると、地方交付税で公園の維持費、こういったものが補填されて、交付税の一部として入ってきます。したがって、利用者から入園料なり施設の料金を取る場合には、実費負担だというふうな原則があると思います。サウンディングをして、業者が0円で修繕していただければ0円で運営していくよと。過去に、最近の話では西武造園、これが指定管理委託料が、たしか1,000万円ぐらいあったと思います。更新のときに、人件費がかかるからもう少し上げてくれというときに、それは難しいという結果で、西武造園が指定管理者を継続して更新できなかったというふうな例があります。それと、あとはその前にサンエイサックスですか、ここもやはり指定管理者ということで、平成20年ぐらいだったと思いますけれども、管理してました。そのときには5か年の管理で、1年目と2年目が600万ぐらい指定管理料を出していた記憶があります。それ以降は独自でやっていくよということだったんですけれども、やはり運営が厳しくて撤退したと。先ほどの話で、催事のときだけ入園料は取るということなので、やはり受けた業者も非常に厳しいと思います。指定管理料がなくて、私、運営していけるのかな。先ほども話したように、公園というのは多くの方に利用していただく公共施設です。ですから、町の持ち出しも致し方ない部分もあるのかなというふうな考えもあります。そういったことで、指定管理料ゼロということで、非常にこだわっていられますけれども、やはり場合によっては指定管理料が必要なんではないかと思います。この辺の見解について、町長にお伺いいたします。

町 長 何か渡り船みたいなお話を頂いて、非常にありがたいです。過去にも、先ほど課長から話があったように、0円指定管理ということで、やらせていただきましたけれども、なかなか、うんともすんともだった結果があって、0円にするについては非常に難しかったということが当然考えておりました。また、今回のサウンディングをする前にですね、恥ずかしながらですけども、例えば子ど

もの館にエアコンがついてないとか、自然館のエアコンが壊れているとか、何かそういう大家がしっかりとやってこなきゃ、それはお客さん迎えられないだろうというのも、いろんな面で御指摘を頂いたというような報告も頂いて、大家としてしっかりとまず整備を整えて、そこから指定管理というふうにしていくべきだということで、今回、御指摘あった分も含めて、大家としての責任として約2,500万ぐらいかかるのではなかろうかと。その分に対しては、先ほどちょっと話があったように、補助金をしっかりと取って、タイミングよくやっていきたいというふうに考えているところでもございます。業者さんとしては、0円というのは非常に厳しい状況でもあるとは思いますが、サウンディングのときに少し聞こえのいい話をしたけど、実際に0円指定管理で提案をしたけれども、手が挙がってこない可能性も確かに、確かにあるんじゃないかなろうかというふうに心配はしております。しかしながら、なるべく町の負担が減る、イニシャルコスト的に整備というのは当然大家としてやらなきゃいけない部分がありますけども、今の赤字のことを考えればですね、1回はですね、このそういったお話を頂いたということを基に、0円指定管理で、この時点ですべていただき、その結果についてはまた逐次皆さん方に御報告をしてですね、すみません、我々の判断がミスで、やっぱり0円じゃ誰も来なかったとか、来ましたということで御報告させていただきたいと思っていますので、ここはもう一回ですね、我々にチャンスが頂ければというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 明確な回答、ありがとうございます。再確認させてください。私、一番懸念しているのが、催事の際に桜まつり、キラキラフェスタ、またはハーブフェスティバルが徴収するか分かりませんが、そういったときに徴収すると。とてもこれじゃ0円じゃできないよと。でしたら、催事を外して、年間入園料を取らせてくれという話が業者から来るかもしれません。それについては、私はそれはやるべきではないと思います。その辺の見解について、町長どういうふうにお考えなのか、お願いいたします。

町 長 今現状の催事は、先ほどからお話があったように、それなりの評価を頂いた

方々に御来園を頂き、御納得されてというか、それで何度もリピーターみたいな形で来ていただいているところでもございます。ですので、ここで言う、今日ちょっと話が合った夏場の…夏場がとにかくお客さんが来てないので、今年ちょっとプールをやりましたけども、ああいった催事をやることによって、お客さんが来るという一つの我々の取組のデータがとれたこともありますので、ああいったときにはですね、それを催事と、というかイベントということで、やっぱりお金を払ってでも来たいというイベントにしてもらうということは一つの我々の条件だと思います。ですので、年間ずっと、もう入園料取りますというようなことでは、さすがに行ったはいいけど、景色は確かにきれい。いい景色。しかしこれでというふうになるのは、我々もそれは求めているところではないので、そういった募集をかけるときには、そういったことをしっかりと明確にしてですね、手を挙げてくれるところを待ちたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 御回答ありがとうございます。やはり利用者あつての公園です。その料金が本当に納得、300円で今まで取っていたのが、仮に500円にして、投資という、業者がそこに投資する考えは私、全然ありません。それはいけないと思います。そうではなくて、もっとこれだけサービスすれば、お支払いした利用者が納得できると。そういうことであれば、よろしいのかなと。ですから、今回はそういう理由であれば、300円を500円に上げた内容については、十分理解できるのかなというふうに思います。

あと最後に1つ。実際見ていて感じるのが、別表第2、公園の使用料、ここで駐車場です。これについて、駐車、普通自動車以上ということで、500円と1,000円になってますよね。ごめんなさい。町内で500円、その他が1,000円。例えばマイクロバスの大きいやつも入ってきます。それと乗用車。これについては一括、町外の場合は1,000円。あとは原付と自動二輪。自転車はまあ乗ってくる人はそれほど多くないですけども、原付と自動二輪、かなりあります。私も桜まつりは必ず見ているんですけども、そういった中で、原付と自動二輪が含まれてない。それと、あとは普通自動車とマイクロバス、入るのが

どのくらいの大きさか分からないんですけども、少なくとも30人ぐらい乗れるマイクロバスも入ってるわけですよ。そういった中で、この料金を一律、非常に分かりにくい料金になっています。これは受益者負担ということで、合法的にとれるお金だと思います。まして、財源が少しでも欲しいんだよと。この辺については、今、課長の回答は求めません。町長の回答も求めません。私が今までお話ししたことで、この辺についても産業厚生委員長さん、皆さん十分に審議していただいて、堂々と取れるものにしていただいて、この西平畑公園条例が利用者にとっても、町にとってもよい条例になればというふうに私は思っていますので、あとは産業厚生の方に委ねますので、私の質問はこれで終わります。

議 長 ほかにございますか。

1 番 唐 澤 産業厚生なので、細かいことはそちらでしますが。

議 長 簡潔をお願いします。

1 番 唐 澤 町長にお聞きいたします。この新規条例、2年前に議会のほうから付託を、付託事項に書かれてという経緯もあるのは承知しているんですけども、この条例改正をすることによって、様々なリスク、懸念事項が私の中である状況にあります。これ、新規条例じゃなくて、一部改正で、例えば桜まつりの入園料500円にするとか、催事のときの500円にする。それを直営で業務委託という形で行っていくということも十分可能。それでも黒字化が見込める可能性も高くある。やれることはまだまだあるにもかかわらず、もうサウンディングの事業が終了する前から条例改正を進めてくるという、その、まだ町としてやれることがある状況で、この指定管理、どちら…どちらも選べるような条例にはなっているとは思うんですけども、もし指定管理になった場合には、やはりパークPFIとか、すごくいろんなリスクもあつたりするので、ここで持ってくる大きな理由というのを教えてください。

町 長 まず、サウンディングは今、終わっています。終わってない中で今進めているということはありません。ただ、このサウンディングをした理由というものは、やはり今まで、町としてはですね、先ほどちょっと説明していただいたよ

うに、過去にサンエイサンクスさんという会社さんがあって、指定管理に出させてもらいましたが、その民間の会社でもずっとやっていて赤字だった。サンエイサンクスさんが5年で終わり。その後に西武造園さんがやってくれました。西武造園さんには600万円の指定管理料を毎年5年間ということでお支払いしてはきましたが、それは我々が今回0円指定管理で全体で出す予定の範囲じゃなくて、ハーブ館とハーブ館の裏と手前のガーデンのところだけの管理料。ですから、ほかの駐車場から子どもの館、自然館、あとは水を揚げたり、ポンプだとか、ああいったものの管理とかは一切入ってなかった様態の中でやっていただいたというような経過がありました。それを入れるとですね、やっぱり2,500万近く赤字になってきたということで、民間の会社でさえそういうふうな状況でありました。そこを何とか改善しようということで、西武造園さんとお話…お話というか、サウンディングですよ。サウンディングをしたところ、駐車場代を500円もらっているのを1,500円ぐらい、上限ですよ、上限1,500円までしてもらって、催事のときに1,500円を払ってもらってもいいようなお客さんが来るとかというようなイベントをとにかく、先ほど言われたようなイベントをやって、払う価値があるようなことをやるとなると、それで何とか今の指定管理料のまま、継続してもやってもいいというようなお話を頂き、時の議会に提案しましたが、修正議決で1,500円が1,000円になったというふうな歴史をずっと段階を踏んできているところが現状です。

ですので、先ほど一つのやり方として、町が業務委託というようなことでやる、やった場合に、それをやることによって、何ていうんですかね、それをやったりとかということで、まだまだ町がね、直営でやるべきじゃないか。そういう御指摘じゃないかなというふうに思ってます。業務委託ということは、町が直営でやっていることと一緒にですから、そうではなくて、もうここ皆さん方御存じのように、ドッグランもそうです。スプラポもそうです。民間の方々のノウハウを頂きながらやっていくことによって、結果的に町民サービスであったり利用者のサービスが上がり、地域に貢献をしつつあるという実績もあることから、やっぱりこの指定管理ということで、町の負担を減らしつつ、さらな

る利用充実に図りたいという思いの中から今回提案させていただいています。だから、思いつきでやってることじゃないというのだけ御理解頂きたいと思います。以上です。

1 番 唐 澤 思いつきだとは思ってはいないんですけども、やはり勉強していく中で、この施設は歴史もあって、とても愛されてきた行政財産だなということをすごく受け止めています。なので、この条例を改正するに当たって、もともとあったよきものが、なくなってしまう可能性もあるなと思うと、やはりすごく慎重に審査していかなきゃいけないと思っています。細かいことは委員会のほうでやりますので、どうもありがとうございました。

町 長 今おっしゃられるとおりでですね、もう古い歴史もあるし、行政財産として立派な施設でもあります。この施設をなくすわけには当然いかない。なので、設置条例、先ほど柳澤君から話があったように、その目的は仮に、ただ持続可能な施設にしていかないと、何でもかんでも赤字をいつもいつも相殺するほど余裕があることじゃないので、そこで今の条例をもとに条例を改正させていただいて、それを念頭に民間のノウハウ活用してでもやっていきたいというようなことですので、決してそういったリスクがある心配なことも当然あるので、二人三脚でやっていかなきゃいけないと思いますけども、そういったことはやってくれる業者さんを探すというふうにご検討しております。以上です。

議 長 よろしいですか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

議 長 日程第4「議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町立公園の健全で持続可能な発達を図るため、その管理に関し所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、本定例会に提案しております先ほどの議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例の新規制定に当たり、関連する規定を整理する、具体的には本条例から削った規定を新規制定条例に位置づけることなど。またですね、都市公園法に基づき、民間活力導入を視野とした所要の規定を定める、加えていく、こういったものが主だったものでございます。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。2枚おめくりいただきまして、横面の参考資料、新旧対照表を御覧ください。

まず、改正案のほうですね、第12条がでございます。町以外の者の公園施設の設置等につきましては、都市公園法第5条に基づく公園管理者以外の者が公園施設の設置や管理をする規定でございます。民間活力導入の促進を目途として、平成16年に同法の法律の改正ですね、改正がございました。設置等できる公園施設は、公園管理者が自ら設け、管理することが不適當または困難であること、これに従来の法律は限定されておりましたが、法改正におきまして、設置等することで公園機能が増進されること、この規定が法律に加えられてございます。この趣旨を踏まえまして、本条例におきましても「若しくは」以降に同趣旨を加えてございます。

続いて、第19条でございます。19条につきましては、公園内における行為の

許可また占有許可等の権利を他者へ譲渡等することを禁止する規定であります。現行の第25条関係である使用料に関する定めを削っておりますので、改正のほうではこれが削れているというふうに改めてございます。

改正案の第22条、こちらは新設となります。先ほどの改正第12条の規定でも触れました公園管理者以外の者が公園施設を設置及び管理する際に納めていただく使用料、これを松田町行政財産の目的外使用に係る使用料条例の計算方法等を参酌し、施設ごとに町長が定める旨を規定しております。

続きまして、第22条から24条ですが、おめくり頂きます、2ページになります。22から24にかけては、西平畑公園の入園料に係る規定であります、これは新規制定で予定している先ほどの西平畑公園の管理に関する条例への位置づけを予定しておくため、本条例から削ります。

同様に、現行の25条から27条については、ふるさと鉄道と駐車場の使用料に係る規定であります、こちらについても同じ理由によって本条例から削っております。

3ページ目でございます。改正案のほうの第23条については、現行の第28条で管理委託の対象を公園ということでちょっと限定をしておしまっているため、都市公園法においては公園施設という表現もでございます。公園施設を含めて委託することができる旨を改めてございます。

改正案の第24条につきましては、管理の代行に係る規定となりますが、第1項で公園施設を含む公園等、これを定義するとともに、第2項で読み替えを、第3項では指定管理者の業務内容について定めてございます。

今回の改正です、入園料や使用料、これに係る規定を削るため、本条例では具体の有料施設、これが町公園条例からなくなることとなります。つきましては、第2項及び第3項からも当該内容を削っておるということでございます。

おめくり頂きます、4ページでございます。改正案の第25条から第27条につきましては、新設でございますけれども、罰則に関する規定でございます。今後民間活力を導入するに当たっては、様々なケースが想定されること、また都

市公園法にも規定されている条項でありますため、このたびこれを加えるものでございます。

第25条では、公園内における行為の許可、禁止行為、利用禁止制限、監督処分、こういった本条例の規定内容に違反した者については5万円以下の過料、第26条では、不正の行為で使用料を免れた際に、その使用料の5倍に相当する過料を処すと。第27条は、前2条の違反行為に際し、行為者のほか、その行為者の所属する法人等にも同様の過料を科す両罰規定でございます。

5ページとなります。改正案の第28条は新設となります。本条例に定めるもののほか、西平畑公園の管理については、本定例会に提案しております議案第31号の松田町西平畑公園の管理に関する条例に定める旨を規定してございます。

続いて、現行の30条及び31条につきましては、先ほど来御説明したとおり、使用料の規定そのものがなくなるため、指定管理に伴う利用料に関する規定を削るものでございます。

6ページにかけてとなります。現行の別表1から3につきましても、入園料や施設使用料の条項でありますため、同様に削ってございます。

お戻り頂けますでしょうか。附則のほうを御覧頂ければと思います。施行期日は、令和5年4月1日としております。これは指定管理等来年度からということ踏まえての設定でございます。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。雑駁な説明で恐縮ですが、御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 この議案についても、産業厚生常任委員会付託なので、私、総務ですので、ここで質問させていただきます。

新旧対照表の表を見ていただきたいと思います。参考資料で後ろについている内容です。22条、入園料。これが削除されています。これについては、私の考えなんですけど、西平畑公園のほうに徴収するものはそちらに吸収されたので、必要がないということで削除なのかなというのが1点です。

次に、23条、24条、3ページですね、3ページの左側に管理の委託という言

葉と、あと管理の代行、要するに業務委託と指定管理者ですよ、これね。指定管理者。2本出てると思います。基本的には、指定管理者、これを導入する場合は入園料とか使用料とか、何らかのお金が入ってくるから、いろいろな事務の手間を考えると管理の代行ということで指定管理者を導入するというふうに私は捉えております。残っている公園というのは、西平畑以外は管理の代行するほどの公園ではないのかな。要するに収入の分も削ってますから、それなのにここに管理の代行というふうに入れたという理由ですね。上の委託だけでよろしいんじゃないかと思いますが、どうしてこの管理の代行、指定管理者をここで新たに入れたのかということについてお願いいたします。

観光経済課長 御指摘ありがとうございます。まず、その指定管理に西平畑公園以外が当たらない可能性が高いのではないかと御指摘もごもつともと考えております。ただ、地域では今現在、管理を公園の維持清掃を含めた管理を、管理委託をしている地域の公園もございます。指定管理の道を全て絶つというのは、制度上どうかなということで残しております。ただ、おっしゃるようにですね、入園料、使用料、こういったものがない中でどうなんだというお話があるんですけども、これは卵と鶏みたいな話になってしまうところもあるんですが、今現在、明確にこれはここでお金を頂きますという施設がたまたまない。今ないと、そういう整理で私は考えております。以上です。

5 番 田 代 私、どうしてこの質問したかと言いますと、公園を見渡した中でこの管理の代行を生かすのであれば、川音川の親水公園、パークゴルフ場です。今これについては、たしかこれは保険料で取ってると思います。それも…と思いますが、課長、今どういう運営してます。

観光経済課長 御指摘を頂き、ありがとうございます。まず、川音川に関しましては、川音川親水公園の公園の区域がございます。その中で、県のほうから占用させていただいておりますけども、パークゴルフ場、これがございます。分かりやすく言えばですね、ここは条例を個別に持っています。持っていて、要は今までの西平畑公園と似た形であるというふうに御理解を頂ければと思います。そこで使用料を頂いている。

5 番 田 代 それは申し訳なかったです。私の記憶では、パークゴルフ場になったときに、保険料ということで頂いて、それで何年かやっていたと思います。その後、条例化して使用料を今取っていると。それで、この公園条例とは別に抜き出してあるということですね。それは分かりました。

では、逆に、今のお金を取れる西平畑公園と川音川の親水公園、それを除いて、指定管理者にする意味合いが私は少ないから、この部分は要らないんじゃないかというふうに感じます。もう一度これについて回答をお願いいたします。

観 光 経 済 課 長 おっしゃるとおり、なかなか想定し得るものがないことはないんですけども、厳然として0%ではないと思っています。というところで、私、担当としては残したいと考えております。

5 番 田 代 御回答ありがとうございます。可能性が出て、はっきりしたら、一部改正で入れ込むべきだと思います。これは私の持論です。このことについても、付託ですので、委員長さん、産業厚生の方皆さん、よろしく御審議をお願いいたします。質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

10番 齋 藤 ちょっと前者のに関連するんですけど、この、私ちょっとよく分からないんですけど、委託と代行、この意味の違いですよ。何か同じことを言ってるようなふうな言葉じゃないかなと思うんですけど。ここで2つに分けてある。この辺の意味合いの違いをちょっと教えていただきたいんですけど。

観 光 経 済 課 長 御質問にお答えさせていただきます。管理の委託というのは、分かりやすく申し上げると、今現在、先ほど町長もお話ありましたけど、西平畑公園でいろいろな施設を、到底我々が直営とはいへできませんよね。それを民間の方に管理を委託する。一方で、管理の代行、これはこちらのほうにも書いてございますけども、地方自治法に基づく指定管理者制度、包括的にその管理、施設全体を民間の方をお願いして管理をしていただく、これを全体の管理を代行するという意味です。こちらについては、自治法の中でも規定を読めば出てくる内容かなと思います。

10番 齋 藤 何か同じような言葉で、ちょっと分かりづらいなどは感じておりますけど、

分かりました。

それと、もう一つですね、第12条の追加した文章の公園の機能の増進に資すると認められる。これの法的にこの辺の加わったと言われてますけど、具体的にこれが何が変わってくる部分なんですか。

観光経済課長 変わってくる内容というのは、ちょっと具体になかなかあれですけども、書いてあるとおりですね、もともと公園管理者が自ら設け、管理することが不適当または困難であると認められる。なかなか公園に対するハードルというのが厳しかった、高かったところに、要は公園管理者以外の者が公園機能の増進に資するものを設置したり管理したりする場合、公園機能全体が上がる。この考え方というのは都市公園法の中にもございますので、個別具体で言うと、よく話題になったのが、保育所なんかもあったりもしますし、もっと言うとカフェ、カフェが公園の中にできる。これを民間の事業者が都市公園法に基づいて、またこの公園条例に基づいて設置したい。それを最終的に許可するかどうかは町の裁量ではありますけども、これを許可したことによって、その公園の、カフェができたことでその公園の価値が上がる。いやいや、ここにカフェができたから遊べなくなっちゃったんじゃないか。それは駄目でしょうけど、そうじゃなくて、公園の機能が上がる。これができる制度というのが、もともと都市公園法にはあります。そこの中身で、今言ったように、そこのハードルが平成16年のときに、より公園の機能増進に関するものは法律としても認めていこう。これが都市公園法の考え方で整理がされておりますので、町の条例もそれに合わせたと、そういうことでございます。

10番 齋藤 分かりました。中井あたりが何か広い公園だかにカフェができましたよね。ああいうイメージのものをつくってもいいよと。集客するためにはという考えでいいということですか。

観光経済課長 すみません。中井が、当然現地は見たりはしてます。ただ、詳細が、どこが設置したか、町以外の者かどうかは分かりませんが、恐らくは指定管理で全体をやっている中で、じゃあ個別の施設ごとに指定管理者また定めているのか、もしくはこの設置管理許可でやっているとは、ちょっとなかなか

か分からないんですけども、大体多いのは指定管理で全体をやっているところが多いのかなと私は思います。ちょっと推測論で申し訳ないんですけど。

10番 齋藤 分かりました。ちなみに中井はですね、あれ、たしか商工会女性部が管理をしているんですよ。あのカフェは。そこがコックさんを雇って料理を作らせて出してるというような流れみたいです。（私語あり）もう今はやってない。何かそんなことを聞いていたので。じゃあ、そういうカフェとかを造ってもいいよという部分の言葉のところということで理解していいということですね。分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

6番 井上 1点ですね、お伺いします。参考資料の3ページの第23条のところですね、今までの28条で公園の目的をというところを、23条改正案のほうでは、公園または公園施設の目的をというふうに改正されて、先ほどの説明の中では都市公園法の改定に伴って変えたという説明がありました。それではですね、単にこれは上位法の改正による部分だけなのか、この公園施設というものがどこの部分をですね、指しているのかについてお伺いをいたします。

観光経済課長 先ほど私がちょっと説明した中でですね、上位法の改正に伴うという部分に関しましては、第12条関係でちょっとお話をさせていただいたかと思います。ちょっと都市公園法という言葉が途中で挟んだから混乱をさせてしまったとすれば申し訳ありません。こちらについては、管理の委託をする際に、公園でしかなかった管理委託の対象が、都市公園法の中では、公園施設というのをしっかり明記しておりますので、ここは上位法の考え方と、改正とかではなくて、整理の中で不足していたものを少し整理、ここで改めさせていただいたというふうに御理解を頂ければと思います。

6番 井上 そういう説明でしたね。都市公園法の規定の中にあるので、今回はこの改正に伴ってその部分を入れたと。また再度にかかりますけれども、どこか対象のですね、公園施設というのがあるのでそういうふうにされたのか。もし、それがあのかなしかとですね、やはりその整合性の問題として、その前の2ページ

の改正前の第25条のところの部分ですね、この公園施設の専用使用するものというところをですね、削っちゃっていますよね。もしその公園施設というものがあれば、公園施設を専用使用するというものは、実態はないんだけど、改正案のほうで残したものは、第25条のほうの関係というものは、削って、ここは使用料の額という見出しになっていますけれども、この部分というのは同じようにするのであれば残さないといけないのかなという、ちょっとそういう条例のですね、一部改正上の手続的なものなんですけども、その辺はいかがですか。

観光経済課長 すみません、ちょっと後段が途中で聞き取れてなかったかもしれませんけども。まず、都市公園やその公園施設というのは、都市公園法の第2条で定めがございます。第2条の2項において、公園施設とはということで、次に掲げる施設を言うということで、いろいろな施設が列挙されておるわけですけども、これを表現したかったというのがこの主な修正の中身であります。ごめんなさい、ちょっと後段の御質問にうまく答えられてないと思います。

6 番 井 上 この参考資料新旧対照表の2ページの右側の欄の第25条のところですね、専用使用する、専用使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。第1項から第3項まで。これを全部削っちゃってますよね。だから、公園施設、改正後のほうでは、公園施設というのをわざわざ入れたのに、公園施設に係る専用使用というものを削った理由をお知らせいただきたい。ないから削ったのであれば、この23条もわざわざ入れなくてもいいんじゃないかと。そういったところです。

観光経済課長 削ったほうの条例のちょっと条の説明を申し上げますと、今回新たな西平畑公園のほうの、先ほど説明した中では有料公園施設という表現もさせていただきました。もともと町の公園条例に規定している特定公園施設という名称は、この町の条例の中だけのオリジナルの表現でございました。今この条例全体につきましては、ベースはその都市公園法に基づくという表現の中で都市公園…公園施設というものは先ほど申し上げた2条の概念にはまってくると思います。につきましては、今回外してしまったこの特定公園施設に関しては、削れてとい

う改正をしておりますので、この第23条で改めてというところで、ちょっとすみません、その前段全体の公園施設という言葉、確認しきれてないんですけども、ここの中で出てくる公園の…公園または公園施設という、公園等の定義をしないと、管理の委託の対象としていかなものかという整理がここでさせていただければということで入れたものと御解釈をお願いします。

6 番 井 上 分かりました。以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 1 番 寺 嶋 新旧対照表の4ページ、罰則、これ新設ですけどもね。第25条、5万以下の過料に処するというので、細かくありますけども、この5万以下という、こうした根拠、根拠をですね、示してください。

観 光 経 済 課 長 罰則の規定に関しましては、松田町の公園条例に今まで入っておりませんでした。これを今回、いろいろな改正するに当たって、いろんな状況を調べました。法律調べました。ほかの市町村の条例も調べました。ほぼ入っています。そういった中で、この5万円というのは、過料の範囲で秩序罰というんですかね、検察協議もなく、町の条例に定められるという内容を神奈川県の方にも確認をして、5万円というのはほかの自治体でもみな一緒のラインでございませう。以上です。

1 1 番 寺 嶋 神奈川県あるいはほかの自治体で確認したということなんですけども、その上の…上と申しますか、さっき都市公園法と言いましたっけね。そういう中で位置づけというのは、ここではどういうふうな。この罰則のことはどういうふうな、金額についてはどういうふうな位置づけと金額、そういうのはありましたらですね、分かりましたらお聞きします。

観 光 経 済 課 長 すみません、今、即答はできかねますけども、法律には全て、やはり法律の一番最後のほうですね、罰則として5万円ではございません。秩序罰としてはなくて、金額も大きくなっていくように記憶をしております。またお示しができる機会があればと思いますので、よろしくをお願いします。

1 1 番 寺 嶋 付託になってますので、そこでまたお知らせください。終わります。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第32号は松田町公園条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。

暫時休憩します。再開は3時5分からとします。(14時53分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(15時05分)

休憩中に、町長より議案第38号工事契約の締結について(令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事)の提出がありました。ただいまより議案第38号を配付しますので、この議案の取扱を議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第38号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は議会運営委員会終了次第再開といたします。

暫時休憩します。(15時08分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(15時30分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程

に追加することに決定しました。

お手元の議事日程の日程第5の前に追加をお願いいたします。

議長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）につきまして、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催いたしました。次のとおり決しましたので、御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。審議内容につきましては、議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）につきましては、総務文教常任委員会付託ということになります。委員会活動日に審議のほうをお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いし

ます。

議 長 追加日程第2「議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）。

令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事の請負について、次のとおり契約を締結したものとする。

- 1、契約の目的。令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
- 3、請負代金額。一金8,456万5,800円也。
- 4、契約の相手方。神奈川県茅ヶ崎市矢畑1065番地、ヤンテック株式会社、

代表取締役 矢野嘉哉。

令和4年9月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは御説明させていただきます。1枚おめくり頂き、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書でございます。

- 1、工事名。令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事。
- 2、工事場所。松田町松田町立松田小学校（神奈川県足柄上郡松田町松田庶子200番地）。
- 3、工期。契約締結日から令和5年1月20日まで。
- 4、請負代金。8,456万5,800円。うち取引に係る消費税及び地方税の額は、記載のとおりでございます。
- 5、前払金、6、部分払金については、記載のとおりでございます。
- 7、契約保証金につきましては845万6,580円です。

8、契約金、支払い場所についても記載のとおりでございます。

上記の工事については、発注者と受注者はおのこの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に誓って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決及び令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス脱炭素化を同時実現する公共施設への自立分散型エネルギー設備等導入促進事業）の交付決定を得るまで仮契約とする。

令和4年9月2日。

発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。

受注者、神奈川県茅ヶ崎市矢畑1065番地。氏名、ヤンテック株式会社、代表取締役 矢野嘉哉。

次のページを御覧ください。参考資料2でございます。入札経過調書でございます。一番上、上段、予定価格書から最低制限価格の100分の110までは記載のとおりでございます。

件名につきまして、令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事でございます。

場所は記載のとおりでございます。

入札年月日は令和4年8月31日、午前9時開札でございます。

入札参加者は、そちらの記載のとおり、横浜ユアサ産業電池株式会社さんから第一セントラル設備株式会社さん神奈川支店まで、11社でございます。

落札価格でございますが、上段一番上の表、落札…一番上の表でございます。8,456万5,800円で、落札者はヤンテック株式会社でございます。入札額は丸の二重丸ついているところでございますが、7,687万8,000円でございます。

続いてですね、申し訳ございません。参考資料3をおめくりください。太陽光パネルの設置予定箇所図でございます。体育館棟の南側屋根と、校舎西棟の南側屋根が設備予定箇所となります。

恐れ入ります、さらにもう1枚おめくりください。参考資料4でございます。こちらは一般財団法人環境イノベーション情報機構様から松田町長 本山博幸宛てにですね、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業の公募結果についてということで、（1号事業）ということで、これが内示書という形になります。こちらのほうに書かれ…1番ですね、採択の内容としましては、以下の補助金所要額を上限としますということで、補助金額が金8,956万6,350円。補助金所要額、金4,478万3,000円です。

2は、補助金交付申請の提出先及び提出期限については、記載のとおりでございます。

3の特に留意すべき事項としまして、（1）としまして交付決定前に発注等を行った経費は補助対象になりませんというただし書きがございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
- 4 番 平 野 2点教えてください。まず、参考資料3で、太陽光パネル設置の予定箇所が書いてありますけれども、もう一つ、何でしたっけ、バッテリーですかね。あれは今回こちらでは設置、どのようにするのか。それからもう一つが、補助金のことなんですが、内示を受けて採択となったということなんですが、この1番の補助基本額と補助金所要額のところで、これは事業費の2分の1と考えればよろしいのでしょうか。そうすると、今回の実際の工事契約の2分の1というふうに考えればよろしいですか。実際に補助される金額、教えてください。
- 教 育 課 長 まず蓄電池につきましても今回の事業に入っております、設置する予定…ここではちょっと示してないんですが、設置する予定であります。（「聞こえません。」の声あり）
- 議 長 はっきり、大きな声でお願いします。
- 教 育 課 長 蓄電池につきましても設置する予定でございます。
- 議 長 その前が聞こえなかった。（「場所が分からない。」の声あり）
- 教 育 課 長 体育館の、ちょっと小さくて申し訳ございません。（「聞こえないから、大きな声で言ってください。」の声あり）

- 議 長 最初から。
- 教 育 課 長 体育館の屋根と校舎西棟の場所に設置する予定でございます。
- 議 長 蓄電池だよ。
- 教 育 課 長 今のは太陽光パネルでございます。（私語あり）
- 町 長 絵が小さくてすみません。今、予定です。予定的にはですね、この設置予定箇所と書いてあるところの上のラインのところの、この屋上のところにですね、小さく一番下に太陽光設備システムの参照と書いてある。ここの辺りに大体設置する予定ということで。いずれにしろ、屋上に設置する予定だということで承知頂ければと思います。
- それと、最後補助金の関係ですけれども、私もまだ正確に…この最後の説明でさっきちょっと飛びましたけれども、後ろの、一番最後のページ。そこに書かれているように、補助の対象の事業と補助の対象にならない事業があります。ですので、今回入札をした内容でさらに精査をして、この入札した内容のままいった場合には、補助額が恐らく若干減るということに、そのかわり支出も減りますけれども。そんなことになる予定で今のところ考えております。以上です。
- 4 番 平 野 ありがとうございます。そうすると、補助対象の事業によって、その半分というふうなことで。ありがとうございます。
- 議 長 ほかにございますか。
- 1 2 番 大 館 すみません、太陽光パネルとですね、蓄電池のメーカーさんは、分かりましたら教えてください。
- 教 育 課 長 まだ分からない。設計ではパナソニック…。
- 参事兼まちづくり課長 積算では製品指定をしておりますけれども、積算上は上記のものと、設計と同等のものを入札では積算して入れていただいています。そういった中では、これから仕様書、業者さんがこういう材料を使います、材料の使用承認書を上げてまいります。ワット数だとか、それから性能だとか、そういったものを比較した中で、これでいいですよということで製品が決まってまいります。以上です。
- 1 2 番 大 館 それは分かりました。今、よく話聞く中では、中国製が非常に品質的に悪い

ということをよく聞きますけれども、極力国産というか、そういうのがあればね、そういう方向でお願いしたいと思えますけど、それはどうなんでしょうか。

参事兼まちづくり課長 発注の段階でですね、積算上に注意等で国産を使用するという事で積算をお願いしますということで記載しております。以上です。（私語あり）積算上の注意とか、仕様書ですね、そういったものに明示してあります。国産のものというふうに明記してあります。

議 長 ほかにございますか。

3 番 内 田 1点だけ教えてください。これから設置する器具なんですけど、パネルも蓄電池も含めて、耐用年数はどのくらい分かりますか。健康福祉センターでもやってるんです、同じようにね。太陽光パネルと。そちらを比較してもどうかと思って質問したんですけど。分かればお願いします。

参事兼まちづくり課長 電気機械器具でございますので、一般的な耐用年数というのと、それから発電量が落ちてきますので、それを含めた中でのお話になると思えますけど、一般論としては20年、25年は普通にもつんじゃないかと思っています。ただし、今のクオリティーをそのまま25年もつのかという話ではないと思えます。そういったことをメンテナンスも含めて、少しずつ落ちていくので、どこで換えるというのは、結局発電量が落ちていって、これじゃ駄目だね。蓄電池はまさに、もっと短いんじゃないかと思えます。バッテリーですので、その使う頻度によって変わってくるんじゃないかと思えます。以上です。

3 番 内 田 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 質問ではないんですけども、これ、委員会付託になるということで、今出ましたですね、積算上の注意といったような資料をですね、あとは入札に係る設計書とかですね、単抜き、それらをですね、また委員会付託の中で委員会審議に必要だと思われますので、それらの提出する用意をですね、お願いをさせていただきたいと思えます。

議 長 何かありますか。よろしいですか。

教 育 課 長 用意いたします。

議

長 ほかにごございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています追加日程第2議案第38号工事契約の締結について(令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事)につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議

長 日程第5「議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う育児休業の取得回数制限の緩和等に関し、国家公務員に準じた措置を講じるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議

長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長

長 それでは、議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う育児休業の取得回数の制限の緩和等に関し、国家公務員に準じた措置を講ずるため、所要の改

正を行うものでございます。

それでは、議案を4枚おめくり頂きまして、5枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行で左が改正案でございます。改正案を御覧ください。第2条につきましては、育児休業することができない職員を規定しておりますが、この育児休業ができない職員から除外されるもの、つまり育児休業ができる職員の要件について、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和として、第4号を改正いたしております。内容としまして、アの規定により育児休業ができる非常勤職員については、（ア）は子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取扱を加え、改正後の（ア）としております。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして、次ページをお願いいたします。イも同様でございます。育児休業ができる職員の要件についてですが、（ア）及び（イ）のいずれかに該当する非常勤職員が育児休業の取得が可能となります。（ア）につきましては、子が1歳到達日に育児休業している職員で、1歳6か月までの育児休業の取得要件を満たす者についてです。（イ）は、任期の満了日を育児休業の末日としていた職員で、任期の更新等に伴い継続して育児休業が取得可能である者について規定しております。

恐れ入ります、次ページを御覧ください。現行の第2条第4号のウですね、こちらは改正案のほうでは、改正案、先ほど御説明しました第2条第4号イの（イ）の一部改正に伴いまして、こちらは削るものでございます。

続きまして、中段の第2条の3を御覧ください。こちらは非常勤職員の取得できる期間についての規定でございます。第3号ですね、（第3号）と書いてある第3号でございますが、子を養育する非常勤職員が改正後のアからエのいずれにも該当する場合、育児休業の対象期間の上限を1歳6か月までとすることができるようとなりますが、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、特にアですね、アの規定はですね、非常勤職員の子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中であっても、夫婦交代での取得が可能とするものでございます。

恐れ入ります、次ページを御覧ください。イにつきましては、子の1歳到達日に育児休業している場合、または配偶者が育児休業をしている場合とする規

定であります。

続きまして、ウにつきましては、特に町長が定める場合に該当することを要件とするもので、この改正後の第3号のイとウは、現行のアとイと同様の規定となっているところでございます。

恐れ入ります、次ページを御覧ください。5ページでございます。第3号のエは、1歳以降の育児休業に取得は従来どおり1回のみとするための規定を追加するものでございます。

続きまして、中段の第2条の4は、特に必要と認められるものとして、子が2歳になるまで育児休業が取得できる場合について規定しております。第1号から第4号の全ての要件を満たした場合となりますが、第1号につきましては子の1歳6か月到達日の翌日から育児休業を取得する場合として、今回の改正による追加する規定となります。

恐れ入ります、1枚おめくりください。第4号につきましては、本条の規定に基づく育児休業を取得したことがない場合として、今回の改正により追加することになります。

続いて、現行の第2条の5はですね、法律の改正に伴いまして、育児休業法第2条第1項ただし書きにありました条例で定める期間の規定を本条から削るものでございます。

続いて、第3条につきましては、既に2回の育児休業をしている場合における育児休業の承認に係る特別な事情について規定をしているものでございます。育児休業の取得が原則2回まで可能になったことに伴いまして、2回目の取得の際において、育児休業の計画書による申出が不要になったため、こちらの現行の第5号を廃止して削るものでございます。

恐れ入ります。以下1条ずつ繰り上げております。次ページ、最終ページを御覧ください。改正後の第3条第7号の改正は、同じく育児休業の取得回数制限の緩和のため、任期付職員について任期の更新等があった場合に関する規定を整備するものでございます。

次に、第3条の2の新設でございます。こちらはですね、子の出生後8週間

以内のいわゆる産後パパ育休を2回まで取得可能とするため、条例で定める期間を57日間と規定するものでございます。

恐れ入ります、5ページ戻っていただきまして、議案本文の4ページを御覧くださいませ。4ページですね、施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項としまして、経過措置としまして、この条例の施行日前に規則で定める当該子を養育するための計画を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例によるという形になります。

最後にですね、一番最終ページでございます。参考資料2ですが、こちらは8月19日の全員協議会で御説明した育児休業の条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧くださいませ。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例」について、町長

の提案説明を求めます。

町 長 議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備を図るものでございます。詳細につきましては、議案2枚おめくり頂きまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を使って御説明させていただきます。

附則第13項の固定資産税の課税標準の特例は、わがまち特例についての規定でございます。税負担の軽減措置が講じられている固定資産税について、特例割合等が見直されたことにより改正するものでございます。

第2号は、下水道除外施設についての規定でございますが、課税標準の特例割合について、これまで国の示す参酌割合と同じ4分の3を適用しておりましたが、地方税法改正後と同じ割合の5分の4に見直しをいたします。

次の第3号から、1枚おめくり頂きまして、次のページ、2ページの第15号までは、地方税法の改正により引用条項の項ずれが生じたことから整理するものでございます。

恐れ入ります、2枚お戻り頂きまして、改正文の1ページ下段を御覧ください。附則でございます。第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、適用となる期日とそれ以前の取扱について定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第35号令和4年度松田町一般会計補正予算(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第35号令和4年度松田町一般会計補正予算(第3号)。

令和4年度松田町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,604万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,965万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)第2条、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第35号令和4年度一般会計補正予算(第3号)について御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、長引くコロナ禍に加え、原油や穀物等の物価高騰により影響を受けている、またはそのおそれのある中小企業や福祉施設、交通事業者等への経営支援、また国のコロナ対応地方創生臨時交付金を活用した感染症総合対策事業並びに令和3年度のコロナワクチン接種対策事業や子ども・子育て支援交付金などの確定に伴う返還金、また地方交付税や前年度繰越

金の確定などに伴う補正となります。

初めに4ページをお開きください。第2表の地方債の補正の変更でございます。令和4年度の臨時財政対策債の発行可能額の額が確定、決定いたしましたので、これに伴い6,271万8,000円を減額し、補正後の限度額を6,728万2,000円とするものでございます。この臨時財政対策債につきましては、地方交付税とリンクする制度でございます。地方交付税特別会計の財源不足の穴埋めとして、地方公共団体が自ら地方債を発行させる制度でございます。償還に要する費用につきましては、後年度以降、地方交付税で措置される制度でございます。ここで、地方交付税の増額の決定に伴い、臨時財政対策債発行額が減額となったところでございます。

それでは、10ページ、11ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、項、目、節、地方特例交付金でございます。毎年度算定する恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税に代替的な性格を有する財源として、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づいて交付されるものでございます。内容につきましては、個人住民税減収補填特例交付金によるものでございます。消費税増税に伴い、需要の平準化によりですね、地方公共団体の減収を補填するもので、地方財政計画、これは交付税法第7条によるものでございますが、これに基づき7月の31日付で交付金の額が決定をしました。住民税、いわゆる住宅ローン等の減収補填として、ここで増額になり、187万円を増額補正するものでございます。

次に、款、項、目、節、地方交付税。説明欄については普通交付税でございます。自治体の財源の偏在を調整することを目的に、国が必要な財源の確保と交付基準を設定を行い、地方公共団体の計画的な運営を保障するためのものでございます。こちらにつきましても、交付税法第10条第3項に基づき、交付金が決定をいたしましたので、1億4,011万8,000円を増額補正をし、普通交付税の総額を11億4,011万8,000円とするものでございます。

主な増額の要因につきましては、地方交付税法による地財計画の見込みよりもですね、上振れとなり、特にですね、消防費の消防団体の手当や幼稚園の単

位費用のアップなどにより、いわゆる基準財政需要額の増額、また臨時財政対策債の振替額の減額に伴う基準財政収入額の減額によるものが主な要因でございます。

次に、款、国庫支出金、国庫負担金、目、衛生費国庫負担金、保健衛生費国庫負担金2,171万3,000円につきましては、4回目及び5回目の追加接種委託料といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の補正となります。

続きまして、項の国庫補助金、節、企画費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回の補正については1,826万3,000円とするものでございます。歳出におきまして、社会経済の再開として、デジタル化環境整備事業の実態情報セキュリティー強化対策事業、また町内の福祉施設等への支援、路線バス事業者緊急経営支援等の給付金などに充当するものでございます。

続きまして、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、説明欄、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金につきましては、200万円を補正するものでございます。こちらにつきましては、1世帯当たり10万円の非課税世帯等に対する給付金で、当初見込みよりですね、世帯数の増加に伴い、20世帯分の追加をするものでございます。

続きまして、国庫補助金、衛生費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費補助金につきましては、544万1,000円の補正となります。こちらにつきましては、システム改修経費や接種券の印刷費、また4回目、5回目の追加接種に伴う接種券の郵送料等に伴う体制整備補助金となります。

次に款、国庫支出金、項、国庫補助金の目、教育費国庫補助金、節、幼稚園費国庫補助金でございます。説明欄は教育支援体制整備事業交付金でございます。5万円の補正をするものでございます。こちらにつきましては、松田幼稚園に伴う感染症対策の消耗品として補正をするものでございます。2分の1の補助事業でなります。残りの2分の1につきましては、臨時交付金を対応して

まいります。

続きまして款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金、説明欄、市町村事業推進交付金につきましては、22万5,000円を補正するものでございます。歳出の鳥獣防除対策事業での充当事業となります。地域の実情に合った取組に対し交付されるもので、2分の1の補助事業となります。

続いて款、項、目、繰越金、前年度繰越金につきましては、令和3年度の決算に伴い、令和4年度の繰越金が確定したので、1億1,491万5,000円を増額し、総額を3億491万5,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページになります。諸収入でございます。項、目、雑入でございます。説明欄、持続可能な周遊観光促進事業補助金314万5,000円で、こちらにつきましては地域が連携して実施する誘客、周遊を促すための仕掛けづくりや、地域の魅力の発信の強化、周遊の促進に向けた研修などの事業費に伴うものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、目、雑入でございます。障がい者スポーツ実施環境の構築支援事業委託金102万2,000円の補正でございます。こちらにつきましては、事業用備品としてポッチャのセット等に伴う購入費のための補助金、10分の10の補助金でございます。

続きまして、款、項、町債、目、節、臨時財政対策債につきましては、先ほどの説明をしましたとおり、6,728万2,000円の決定となりましたので、ここで6,271万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出になります。14、15ページでございます。款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、説明欄、積立金におきましては、公共施設等整備基金積立金でございます。こちらは当初予算同額の8,000万円をここで増額補正するものでございます。この8,000万円を含めて、基金総額は1億6,000万円となる予定でございます。こちらにつきましては、今後人口増につなげるための様々な環境整備として、公共施設の整備等、生涯学習センターをはじめハブ館、子どもの館などの公共施設やインフラ、道路あるいは橋梁の更新など、さらにはですね、今後必要となる公共施設個別計画でも掲げている松田幼稚園、

寄幼稚園、また寄小学校などの整備も含めて積み立てていくものでございます。

続きまして、目、財産管理費、説明欄（３）庁舎管理費の需用費の光熱水費でございます。こちらはコロナ禍に加え物価高騰への対策といたしまして、年間必要となる推計値から庁舎の電気料をここで292万3,000円増額補正するものでございます。

続きまして、総務費、総務管理費の目、電算管理費でございます。説明欄は（６）感染症総合対策事業になります。1,071万9,000円を補正するものでございます。国の地方創生臨時交付金10分の10を活用して実施するものでございます。この事業につきましては、2015年に日本年金機構で発生した案件でございます。サーバー等に攻撃を受けて、125万件の情報流出という案件がございます。総務省におきましては、今後ですね、マイナンバー制度及び行政に重大な影響を与えることを回避するためにですね、自治体に対しセキュリティー対策の抜本的な強化を通達したところでもございます。これを受けまして、神奈川県ではですね、K S CいわゆるL G W A N、総合行政ネットワークを利用している松田町を含む35団体がこの同じセキュリティー水準を一体的に確保していくための構築した体制のシステムでございます。

今回、町が購入した機器のサーバーのO Sいわゆるオペレーティングがですね、令和5年度の10月には期限を迎えることになり、サポートが切れるということがございます。また、サーバー等からのですね、修正プログラムの提供ができなくなるという大きな問題も抱えることになります。さらにですね、不正なアクセス等により、マイナンバー制度の業務や町のホームページや安心メールなども停止するということにもつながります。こうしたことからですね、今回新たに事務機器の購入等を進めるものでございます。

事務機器につきましては、職員のパソコンのですね、全体的な一元化を利用するサーバーの購入、またL G W A N環境などのインターネットの直接接続ができない環境においての各パソコンにアップデートできるようなパッチを送る、配布を行うサーバー、こちらも購入。そして庁内のネットワークから外部への許可されていない通信から守るためのファイアウォール等を購入し、また停電

などに対応するためのこの2つのサーバーのUPSの導入も併せて購入するための購入経費598万9,000円とですね、このサーバー等の機器の設定のための設計、環境構築、現場作業、動作確認など等の基盤整備の委託として473万円を補正するものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、地域交通対策費でございます。説明欄は（2）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。路線バス事業者緊急経営継続支援給付金でございます。こちらは新松田駅を発着点として運行している路線バス事業者の経営継続支援といたしまして、地方臨時交付金を活用し、物価高騰への緊急対策といたしまして、箱根登山バス株式会社様の乗合バスにつきまして、ちょうど松田町から発着する台数が11台ございますので、11台掛ける感染症対策経費として1台2万円という経費を含め、22万円を給付するものでございます。

続いて款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費の償還金利子及び割引料の過誤納還付金及び還付加算金につきましては、こちらは追加分として200万円を補正するものでございます。企業等ですね、前年度の実績の確定に伴い、ここで増額を補正するものでございます。

次に款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費の説明欄の委託料でございます。健康福祉センター指定管理委託料、こちらは燃料費の高騰分に伴い、147万9,000円を補正するものでございます。こちらにもコロナ禍に加えですね、物価高騰への緊急対策支援として、年間必要量の推計値から増額補正するものでございます。

次に、説明欄（5）でございます。感染症総合対策事業では、物価高騰への緊急対策事業として、福祉施設の運営に伴う助成金事業として257万3,000円を補正するものでございます。現在予定としては、9福祉施設を対象に行う予定しております。

続きまして、説明欄の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費分の増額、また地域支援事業費事業給付費、また職員給与費等の増額に伴う繰出金を458万3,000円増額補正するものでございます。

16、17ページになります。説明欄、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては、200万円を補正するものでございます。歳入でも御説明したとおり、1世帯当たりの10万円の非課税世帯に対する当初見込みよりですね、世帯数の増加に伴う補正とさせていただきます。

続きまして、目、障害者福祉費、障害福祉サービス等の給付事業につきましては、219万円を増額補正するものでございます。自立支援給付費等支援システム改修費負担金に32万5,000円、償還金利子及び割引料では、令和3年度分の実績に伴い、ここで国庫負担金の確定に伴う返還金186万5,000円を補正するものでございます。

続きまして款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、償還金利子及び割引料といたしまして、子ども・子育て支援交付金や子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫返還金等につきましては、令和3年度分ですね、給付金の確定に伴い、640万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（4）になります。子育て支援センター・ファミリーサポート事業につきましては、（4）になります。松田町創生拠点施設における維持管理等の負担金でございます。20万円を増額補正するもので、こちらもコロナ禍に加え、物価高騰の緊急対策として、年間必要となる電気料の推計値を積算をし、その分の増額補正をするものでございます。

続きまして、民生費、児童福祉費の児童措置費償還金利子及び割引料でございます。こちらは、児童手当負担金の令和3年度分の確定に伴い、363万7,000円を返還するための補正となります。

続きまして、説明欄（6）になります。感染症総合対策事業につきましては、保育対策総合支援事業費補助金国庫返還金4万9,000円を補正するものでございます。

次に款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄（2）感染症予防事業でございます。こちらも事業の確定に伴い、感染症予防事業費等補助金の国庫返還金といたしまして、48万円を補正するものでございます。

続きまして、18、19ページでございます。説明欄（4）未熟児等養育医療費

助成事業でございます。こちらも令和3年度分の事業費の確定に伴う国庫返還金といたしまして、21万2,000円の補正をするものでございます。

続きまして、説明欄（1）になります、新型コロナウイルスワクチン体制整備事業費につきましては、2,245万3,000円については、ワクチン接種に伴う接種券の郵送料、またワクチン接種に伴うシステムの改修等に伴う追加分、そして令和2年度繰り越しがありましたが、令和2年度分のワクチン接種体制整備事業費の確定による返還金1,701万2,000円の補正となります。

続きまして、説明欄（2）新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、2,171万3,000円の補正となります。こちらは4回目、5回目の追加ワクチン接種委託料や、休日・時間外接種に対する加算分、10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、保健衛生費、目、環境対策費、説明欄（4）鳥獣防除対策事業では、有害獣防止柵設置材料費補助金45万円の補正でございます。利用者の増加が見込まれるため、ここで増額補正をさせていただくものでございます。市町村推進交付金2分の1を充てる事業となります。

続きまして款、農林水産業費、項、農業費、目、自然休養村管理費でございます。説明欄（5）寄ロウバイ園施設管理経費につきましては、寄地域コンシェルジュ養成講座や、ロウバイまつりの委託料の増額等88万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、（3）になります商工振興対策事業です。20ページ、21ページになります。説明欄におきまして、店舗リノベーション支援補助金でございます。こちらは利用者の増加が見込まれるため、2件分、100万円の増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、説明欄（5）駅前案内・待合所運営事業、いわゆるつむGOにつきましては、こちらも物価高騰等の対策として、需用費の光熱水費、電気料について7万円を増額補正させていただくものでございます。

説明欄（7）感染症総合対策事業におきましては、感染症対策商工振興商品券発行事業補助金といたしまして、プレミアム商品券のプレミアム率の増、2

0%から30%にするための増額分に伴い、350万円を増額補正するものでございます。

続きまして、項、観光費、目、公園管理費、説明欄（2）西平畑公園管理費では、こちらは物価高騰等への対策ということで、需用費の光熱水費の電気料、こちら37万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費につきましても、物価高騰等に伴う光熱水費、道路照明灯ほか電気料として154万7,000円を補正させていただくものでございます。

次に、項、都市計画費、目、都市計画総務費でございます。新松田駅周辺整備事業を推進するための積立金でございます。こちらは、安全で安心な財政運営を維持、確保していくための積立金でもあり、今後ですね、一財を抑え、各年度の各事業の財政負担も抑制することも含め、年度によってはですね、厳しい財政状況も今後迎えることもありますので、ここで積立金として令和4年度分も含めてですね、積み立てるものでございます。今回は2か年分の6,000万円分を積み立てる補正とさせていただくものでございます。総額として、この6,000万円を含め、その後の総額は1億8,000万円を予定しております。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、償還金利子及び割引料でございます。こちらにつきましては、令和3年度分の給付金の確定に伴い、子育てのための施設等利用給付費の国庫返還金及び県費の返還金、合わせて17万9,000円を補正するものでございます。

次に、項、小学校費、目、寄小学校費につきましても、物価高騰等に伴う光熱水費の電気料を75万円補正させていただくものでございます。

続きまして、22、23ページになります。説明欄（6）になります。施設整備事業でございます。寄小学校屋内運動場いわゆる体育館の換気設備改修工事として、61万7,000円を補正させていただくものでございます。この事業の目的につきましては、子供たちの安全で安心な教育環境の整備を目的に資する工事としてさせていただくものでございます。

次に、松田小学校費でございます。説明欄の需用費、光熱水費につきまして

も、電気料におきまして、167万4,000円を補正させていただくものでございます。また、(1)給食管理経費におきまして、光熱水費として、こちらはLPガス代として11万4,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

次に、説明欄の(1)松田小学校整備事業でございます。こちらにつきましては、令和5年の2月末完成に伴い、完成記念式典の開催をするための経費をここで137万3,000円補正させていただくものでございます。

続きまして、項、中学校費でございます。学校管理経費及び給食管理経費につきましても、物価高騰に伴う電気料、またLPガス代の合わせて108万2,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、幼稚園費でございます。松田幼稚園費の説明欄(1)につきましても、こちらも電気料、光熱水費ですね。の分を56万円、ここで補正させていただくものでございます。

続いて、説明欄(5)になります。感染症総合対策事業におきましては、先ほどの消耗品を購入するための補正となります。

24、25ページになります。説明欄、給食管理経費につきましては、先ほどと同様ガス代に伴う増額補正を行うものでございます。

また、目、寄幼稚園費につきましても、光熱水費の電気料3万円を増額補正をさせていただくものでございます。

次に、項、社会教育費、目、生涯学習センター管理費、説明欄(7)感染症総合対策事業につきましては、生涯学習センターの大ホールのトイレ等の改修工事、1か所分ではございますが、120万円を補正するものでございます。

続きまして、項、保健体育費、目、保健体育総務費、説明欄(2)のスポーツ振興推進事業におきましては、歳入でも御説明させていただきましたが、障がい者のスポーツの実施環境の構築という観点で、ボッチャのセット等の一式として購入するために101万5,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、項、目、予備費でございます。564万8,000円を増額し、総額3,800万1,000円とするものでございます。

続きまして、26ページにつきましては、地方債の見込みに関する調書を添付

させていただきました。

最後に27ページにつきましては、100万以上の工事といたしまして、その説明資料を添付させていただきましたので、よろしく願いをし、以上、一般会計補正予算（第3号）について、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 3点ほど。1点は、15ページにあります、先ほどLGWANですか、35団体が加盟している、まずこれ、OSが使えなくなるという、これ、何のOSを使っているのかということと、35団体やっていれば、そこのサーバーに結構ファイアウォール使ってると思うんですけど、これ、当町の中のサーバーにファイアウォールをつけていくことなのか。その辺が1つ。

もう一つ、2番目にですね、同じ15ページの社会福祉総務費の委託料、健康センターの指定管理委託料ですけれども、これは燃料費が高騰したということでやっているとは思うんですけども、基本的にまきとの併用で燃料費を下げていくことが目的じゃなかったんでしたっけ。前ちょっと、まきとの関連で質問かけたときに、まだ答えがあまり出てないということだったので、その辺との絡みというか、状況がどのようになっているかということをお聞きします。

3点目はですね、21ページの店舗リノベーション支援事業、これ増が見込まれるということなんですけど、これ、現状、過去の状況下がどのようになっているのか。以上3点お願いいたします。

参事兼政策推進課長 まずですね、サーバーのオペレーティング、OSがということなんですけれども、これは神奈川県がですね、LGWANということで、総合行政ネットワークを構築して、35団体はその県が求めているセキュリティーは全て入っています。そこの期限のほうのオペレーティングが切れてしまうので、まずそこをしっかりと確保しようということです。先ほど、サーバー等の購入については、町独自のサーバー等を各市町村が入れていますので、そこについては国とか県の補助がないんですね。なので、LGWANという全国、神奈川県が独自で発想したものに、35団体市町村が入っていて、その中の各市町村がそういういろんなことをサーバーをやっているんで、そこは各町の対応になるというところ

なので、そこはサーバーの購入とか、ほかの市町村はリース契約をしているところもあります。ただ、リースと比較した場合に、購入のほうが年間で200万ほど安くなると、ような形で積算の設計をしたので、それに基づいて松田町としては購入をし、地方創生臨時交付金をうまく活用したデジタルDXということで活用させていただいているところでございます。

福祉課長 それでは、健康福祉センターの指定管理委託料、燃料費高騰分について御説明をいたします。まず、こちら健康福祉センターは、5年間の指定管理をお認め頂いて、5年間の総額で9,909万円ということになっております。こちら、3階の健楽の湯ではなくて、健康福祉センター全体の光熱水費の増分という理解でよろしいかと思えます。ちょっとそういう説明でよろしいでしょうか。現在ですね、健康福祉センターのお風呂の部分、健楽の湯の燃料費については、この147万9,000円のうち、9万2,000円が燃料費として増、これから必要になるというふうに試算している部分でございます。それがまきと灯油代のものになります。ちなみに、現在灯油のほうが108円ということで、導入時に御説明させていただいたのは、たしか72円とか、そのくらいだったと思えます。それが今、ちょっと灯油のほうも108円というふうに、大分高騰しているというふうに聞いております。以上です。

観光経済課長 それでは、私からは3点目の店舗リノベーション支援補助金、これの過去または現状についてということでお答えをさせていただきます。令和元年度で2件、令和2年度1件、令和3年度2件、令和4年度、ここで上半期ということでございますが、1件が交付決定をしております。もう1件は、大分具体的な御相談を受けているということで、この2件で、当初の予算が枯渇してしまうということで、改めて2件分、マックス2件分ということで、今回上げさせていただいています。以上です。

10番 齋藤 まず、1点目、これ、ファイアウォールを購入するとき、各職員が使っているところに2機目の機械というか、コンピューターの中にはファイアウォールは投入されていないんですか。町のサーバーのところだけなのか、そこからまた自分の各それぞれのスタンドアロンで持っていますよね。そこに行くときの

マシーンの中に入っているのかどうか。今、セキュリティー二重だとか三重だとか結構やっているところがかかり今多いので、その辺がされているのかどうかということですね。

参事兼政策推進課長 個々のPCにはファイアウォールのものは入ってないです。サーバーに介してファイアウォールを入れているので、サーバー入れるときには入っているので、その機器については町独自のものなので、そこは町として判断し、購入するという事です。以上です。

10番 齋 藤 今、ハッカーだとかいろんなものがかかり出ておりますし、その辺、十分注意しながらやっていただければと思うので、できれば各マシーンに入れていったほうがいいのかと思うんですけれども。今後のそういうお考えはありますか。

参事兼政策推進課長 そもそもハッカー対策のために神奈川県がサーバー攻撃のために独自でKSCをつくっているんです。それに対して町のほうも連携をしてやっていこうというのが35団体。だから、その機器についてはいろんな独自のリース会社とかやってるところもあるので、そういうところはしっかり自分たちで購入してください、リースしてくださいという判断で、もともとこの神奈川県がやってない市町村、神奈川県みたいな、LGWANみたいな、インターネットからの妨害をやっているところはほとんどないんですね。神奈川県は独自に、東京なんかってないです。だから、神奈川県が出したLGWANの総合ネットワーク行政のインターネットを介するものを極力強くしようというところで進めたというのをお願いしたいと思います。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。あのペンタゴンにすらハッカー入ってきますので、できるだけ気をつけていければと思います。

それと、福祉センターの件は分かりました。70幾らが108円に灯油が上がっていますけど、お風呂の部分だけ考えると、まきの値段というのはどう変わっているんですか。

福祉課長 現在ですね、まきの値段は杉がですね、1束8,496円、ラック御覧になっているか、健康福祉センターのラックに大体いっぱい入るぐらいの容積で、8,496円で、そのラック1つで大体4日ほどもつと、3日から4日もつというふうな

説明を受けております。オペレーションとしては1日2回から3回入れて、最後の3回目の分は、ほぼ保温を目的に、タンク内の温度が夜間下がってしまいますので、そういったものを保温する目的で入れているというふうに聞いております。

10番 齋 藤 分かりました。その燃料を使ってやるのと、まきを使ってやって同じことをするときの熱効率というか、費用対効果というか、その辺はどうなんですか。

福 祉 課 長 申し訳ありません。ちょっとそこら辺、細かい数字を今日用意してございませんので、決算のときに担当のほうから説明させていただきます。

10番 齋 藤 今のは後ほど決算のときに書類頂ければと思います。

3点目のリノベーション、これ、店舗リノベーションしてできそうな店舗というのは、今、町内にどのくらいあるんですか。

観 光 経 済 課 長 詳細な数は押さえておりませんので、この場で御説明する数字を持ち合わせておりません。恐縮です。ただ、最近、御案内のこととは思いますが、町内の中で撤退されるお店があるというところは承知をしております。要綱上は空いてどれくらいとか、ルールはございますので、そこら辺は御相談頂いたときに個別に調整をさせていただければと考えております。

10番 齋 藤 基本的に空き店舗をほかの人が来て、こういうことをやりたいんだけど、リノベーションしたいんだという情報を町に言えば、町が出してくれるということですね。でも、その空き店舗を探して、松田においでよという、そういう仕掛けは何かしてないんですか。

観 光 経 済 課 長 1点目、リノベーションのこの補助金の当然要綱がございますので、それに沿ってということではございます。

2点目、あとは町です、今どれだけ呼び寄せていくのかというところの努力だと思うんですけども、この辺りは商工会等も通じてですね、情報の発信をうまくやっていきたいなと思っています。当然、町のホームページ、また広報等ではタイミングを見計らってやらせていただいておりますので、プラスアルファの情報発信ができるように整えてまいりたいと思います。

10番 齋 藤 終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 何点かあります。ページ13ページの歳入のですね、雑入の持続可能な周遊観光促進事業補助金ということで、先ほど説明頂いたんですけれども、ちょっと最後のほうがよく聞き取れなかったんですけれども、この補助金314万5,000円の充当先はですね、ちょっと見当たらないんですけれども、新規事業として計上されているのか、そうでないのかということをお願いをいたします。

2点目は15ページ、今、前者の質問にありましたけれども、電算管理費の1,071万9,000円の事業、内容的にはね、前者の質問で理解できたんですけれども、ただ、これはですね、感染症総合対策事業というふうな範疇の中でやるということで、それは35団体全部共通してですね、そういう、この感染症総合対策事業100%の事業費としてやられているのかどうなのかと。補助金の関係ではですね、最近の報道の中ではですね、適当なのかという…適当な、補助金の目的に対して適当な支出なのかというような報道もありましたので、15ページの電算管理費についてはお伺いをしたいと思います。以上2点です。よろしくお願ひします。

参事兼政策推進課長 まずは、周遊観光促進事業についてなんですけども、歳出でですね、ページが19ページになります。19ページの寄ロウバイ園施設管理経費ということで、説明欄がございまして。88万6,000円となっております。ここでのですね、右の18ページの補正額の財源補正もしております。ここを見ると、この歳入の超過分につきましては、事業の性格上、優先順位としてですね、ロウバイまつり等の準備や開催に伴う経費、いわゆる一般財源になっております。ここは職員人件費に今回は充てさせていただきました。寄のロウバイまつり等に従事する職員に対して、財源を充てるというところでございまして。当初予算の入園料充当額の減額はですね、一時的なものになってしまいますので、もしここで新たに入園料を加算した場合につきましては、その分をですね、町職員の人件費分として充当を考えてございまして。この充当分につきましては、会計年度任用職員の給与費分の89万7,000円と、ロウバイ園の入園料の充当分の136万2,000円を合わせて225万9,000円を一般財、いわゆる職員の人件費として財源補正をさせて

いただいているところでございます。

それと、もう一つですね、ほかの市町村がこの臨時交付金ということなんですけども、ちょっとほかの市町村には細かくは聞いてございません。町としては、総務省のほうに直接聞きました。町としてデジタルDXというのがこの交付金にありますので、こういう加味した、町が地域にとって、町民にとって必要なものであれば、それは構いませんということの回答も書面でもらっていますので、それに伴って今回は充当させていただきました。以上です。

6 番 井 上 分かりました。

議 長 議案審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

5 番 田 代 すみません、私、5時に医者予約が入っておりまして、5時まではここに  
いれるんですけど、それ以降、医者に行かせてもらいますので、中座させていただくこと  
をお認めいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 了解です。いかがでしょうか。

7 番 南 雲 17ページの…。

議 長 ちょっと待って。今、時間延長をちょっと皆さんに諮っていますので。

7 番 南 雲 すみません、失礼しました。

議 長 御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することと決定しました。

引き続き審議をお願いいたします。

7 番 南 雲 3点お伺いいたします。17ページの4番、一番上段ですけれども、当初見込みより20件増えたというのは、これはコロナ禍による給料とかが減っちゃった方が起因しているのかということと、あと19ページですね。やっぱり上段で、未熟児のところがありますけど、これ、何件ぐらいあったかということですね。それから、23ページの一番上段に、寄小学校的屋内運動場の換気設備の改修工事は、これ、どのような工事が行われたかを伺います。

福 祉 課 長      それでは、南雲議員の御質問にお答えいたします。住民税非課税世帯臨時特別給付金につきましては、非課税世帯の方に1世帯当たり10万円の支給をしているところでございます。事業そのものは令和3年度の1月、令和4年の1月、令和3年度ですね、よりスタートしておりまして、年度をまたいだ関係で申請がですね、令和3年度分の方が令和4年度に申請をされている方がいらっしゃるということで、少しかぶっているところがございます。令和4年度分の予算として当初見込んでいた部分を先食いというか、してしまったようなものもございます。そういったものをいろいろ併せて、令和4年度の非課税世帯の数が確定をいたしました。その中で令和3年度に支給した方については支給をしないと、そういったいろいろな縛りがございまして、ここでいろいろ精査をして20件分増やすというような予算計上しているところでございます。また、家計急変、いわゆる非課税世帯ではないけれども、コロナによって失業してしまったとか、そういう方の申請分については、全体の支給の中で、約6世帯を想定をしております。令和3年度の実績では8件でございました。以上でございます。

子育て健康課長      未熟児等養育医療費助成事業負担金国庫返還金の部分でございます。御質問ございました対象の人数につきましては、令和3年度はお1人だけでございました。

教 育 課 長      23ページの寄小学校屋内運動場換気設備改修工事につきましては、湿気対策によるものでございます。場所は、1階の器具庫、一番のり面側にありますが、1階の器具庫に湿気がこもるため、スチールドアに換気扇をつけるということでございます。もう一つ内容としましては、2階のアリーナ、既設の換気扇の吹き出しの風量が少ないために、清掃と調整を行うものでございます。

7 番 南 雲      1点だけ、19番の…ごめんなさい、19ページの未熟児なんですけれども、これ、リトルベビーハンドブックのようなものは作っていただけるかどうかを伺います。

議 長      ちょっとよく聞き取れないそうです。

7 番 南 雲      あ、ごめんなさい。未熟児に対してリトルベビーハンドブックのようなもの

は作られているかどうか。町で。

子育て健康課長 町独自のものについては作ってはおりません。

7 番 南 雲 以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 1点だけ、すみません。商工振興商品券のことなんですけれども、プレミアム率が増加の分の補正だと伺ったんですが、今度増加したことで、今度は売れ行きもよくなるのかなとは思っているんですけれども、一つ声として、1,000円券が使いにくい、お釣りが出ないから。それで、例えば500円券とかになれば買いに行くのになという声をちょっと伺ったことがあるんですが、そうした考えはありませんか。

観光経済課長 第2弾のほうで考えられればベストではあるんですけども、ここで補正している内容につきましても、プレミアム10%の増加分であると。いわゆるプラスここで50万円ぐらいくっついているのが、事務の経費もございます。要は印刷する経費もございます。そうしますと、なかなか500円の対応というのが、今回の予算で御対応できるかどうかというのは、ちょっと分からない部分ですので、また振興会のほうにもですね、こういったお話もあったということをお伝えさせていただければと思います。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号令和4年度松田町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第36号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第36号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,383万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 今回の補正は、国保連合会用の電算システム改修費用として、歳出の国保連合会負担金の増額、その改修費用と同額の県補助金として、歳入の保険給付費等交付金の増額が主なもので、併せて令和3年度決算に伴い、繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、県支出金、項、県補助金、目、保険給付費等交付金につきましては、歳出で国保連合会負担金として計上いたしました国保連合会用の電算システム改修費用について、保険給付費等交付金（特別給付金）として16万5,000円、全額が県費で補填されるものでございます。

款、項、目ともに繰越金につきましては、令和3年度決算に基づき、前年度繰越金を465万2,000円増額し、965万2,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、総務費、項、総務管理費、目、団体負担金につきましては、国民健康保険団体連合会とデータの送受信をするための国保ラインシステムの改修費用として、国保連合会負担金を16万5,000円増額させていただきます。

款、項、目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。  
説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第8議案第36号  
令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原  
案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第37号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第  
2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。令  
和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところ  
による。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ  
ぞれ3,101万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,  
610万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後  
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、説明をさせていただきます。令和3年度の介護保険事業の実績が

確定し、一般会計繰入金の精算、一般財源となる繰越金の受入れ、特定財源の精算、償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。款の6、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、介護給付費繰入金、以下、目の2、その他一般会計繰入金、目の3、地域支援事業費繰入金、目の4、低所得者保険料軽減繰入金を合わせて、補正額458万3,000円の増とし、先ほど一般会計補正予算で御議決賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額を繰り入れるものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費に対する町の公費負担割合は12.5%となりますので、目の1、介護給付費繰入金、節1、現年度分介護給付費繰入金は前年度における受入額との差額295万1,000円を補正して繰り入れるものです。

目の2、その他一般会計繰入金における職員給与費等繰入金、事務費繰入金につきましては、前年度実績により精算するものでございます。

目の3、地域支援事業費繰入金、節1、地域支援事業費等繰入金の説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金につきましては12.5%分を、またその下、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金については19.25%分を受け入れていることから、それぞれ実績に応じ精算するものでございます。

目の4、低所得者保険料軽減繰入金についても、実績に応じた精算となります。

款の8、項の1、目の1、繰越金は、前年度の実質収支が5,143万913円となり、基金繰入額を除いた予算額との差額2,643万円を増額補正させていただきます。

次のページをお開きください。歳出について説明をいたします。款の2、保険給付費と、順番が前後しますが、一番下、款の5、地域支援事業費につきましては、歳入の一般会計繰入金の増額に伴う財源補正となります。

款の4、諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金、目の4、償還金につき

ましては、令和3年度の実績額が確定し、特定財源を精算し、返還するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費における国庫負担割合は、施設等給付分15%、居宅等その他サービス給付費分20%でございます。その下、地域支援事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、国庫25%、県費12.5%、支払基金27%、包括的支援事業、国庫38.5%、県費19.25%、おのこの負担割合により精算し、前年度交付受入額の差額を返還するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、12、13ページをお開きください。款の6、予備費につきましては、前年度の繰越金補正分と繰入金補正額及び償還金の差額2,468万円を増額し、4,555万4,000円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第9議案第37号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

(17時07分)